

千葉市子ども読書活動推進計画 (第2次)

はなし・読書 ちばプラン

平成23年3月

千葉市／千葉市教育委員会



も く じ

はじめに	・・・	1
第Ⅰ章 第1次計画における成果と課題		
1 成果	・・・	3
2 課題	・・・	3
第Ⅱ章 第2次計画策定の基本方針		
1 基本的な考え方	・・・	4
2 基本方針	・・・	4
3 計画の期間と対象	・・・	5
4 推進体制等	・・・	5
5 財政上の措置	・・・	5
第Ⅲ章 計画推進のための取組		
1 家庭における取組	・・・	6
2 地域における取組	・・・	7
3 学校等における取組	・・・	13
4 家庭・地域・学校等間の連携	・・・	16
5 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及	・・・	18
6 推進体制の整備	・・・	21
目標とする数値	・・・	22
巻末資料	・・・	23

はじめに

子どもの読書活動は、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないもの」であり、社会全体で子どもの読書活動を推進していくことは極めて重要です。

しかしながら、テレビやゲーム、インターネット、携帯電話等の様々な情報メディアの発達・普及により子どもの生活環境は大きく変化し、さらには、幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの「読書離れ」が進行し、その影響が懸念されています。

こうした中、国は、平成13年12月の「子どもの読書活動の推進に関する法律」の制定後、翌年8月には法に基づく基本計画を策定し、各自治体においても「子ども読書活動推進計画」を策定し推進に努めることとしました。さらに、平成20年3月に概ね5年の計画期間が過ぎ、一定の成果があったものの、依然として、学校段階における差が生じているなど課題が残ることや法整備等の環境の変化を踏まえ、新たな基本計画を策定しました。

一方、本市では、平成16年3月に「千葉市子ども読書活動推進計画」を策定し、様々な施策に取り組んでまいりましたが、国と同様に一定の成果はあったものの課題も残ることから、これまでの取組の成果と課題の検証を踏まえ、今後の基本方針を定めた、第2次の「千葉市子ども読書活動推進計画」を策定することとしました。

今後は、本計画に基づき家庭・地域・学校等の連携により「いつでも、どこでも読書ができる環境づくり」に取り組む、子どもたちが自主的に読書をする習慣を身に付け、本との出会いや感動を通して知識を深め、豊かな感性を磨いていくことができるよう、子どもの読書活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

第 I 章 第 1 次計画における成果と課題

子どもの読書離れが憂慮される中、本市では、平成16年に第1次となる子ども読書活動推進計画を策定し、これまで、100を超える事業の実施により、児童生徒の1人当たりの平均読書冊数や、図書館における児童書貸出冊数が継続的に増加するなど、第1次計画全体として着実に成果を上げてまいりました。

一方、第1次計画では、地域・家庭における子ども読書活動を推進する取組が必ずしも十分であったとは言えないことから、子どもと保護者が集う場での「おはなし会」や啓発事業などの地域・家庭における取組を、より一層充実させることが必要です。

また、子どもたちの読書の取組状況については、国は第一次基本計画の課題として「小学生、中学生、高校生と学校段階が進むにつれ読書離れが進む傾向にあり、今後は、中学生・高校生といった世代の読書活動の推進が課題である。」としています。千葉市においても同様な傾向が見られ、子どもの自主的な読書活動が完全に定着しているとは言えないことから、今後も各学校段階における読書習慣を身に付けさせる取組を推進するとともに、乳幼児期から発達段階に応じて読書に親しめるように配慮した環境の整備等に積極的に取り組んでいきます。

経緯

国：平成13年12月	「子どもの読書活動の推進に関する法律」制定
国：平成14年8月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定
県：平成15年3月	「千葉県子どもの読書活動推進計画」策定
市：平成16年3月	「千葉市子ども読書活動推進計画」(第1次)策定
国：平成17年7月	「文字・活字文化振興法」制定
国：平成18年12月	「教育基本法」改正
国：平成19年6月	「学校教育法」等教育三法改正
国：平成20年3月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第二次)策定
国：平成20年6月	「図書館法」改正
県：平成22年3月	「千葉県子どもの読書活動推進計画」(第二次)策定

1 成果

- ①児童生徒の1人当たり2週間の平均読書冊数の増加
平成15年度：小学生 約 7.8冊、中学生 約2.4冊
平成21年度：小学生 約13.7冊、中学生 約6.0冊
- ②図書館での児童書の貸出冊数の増加
平成15年度約126万冊、平成21年度約131万冊で約4%増加
- ③小中学校で全校一斉読書の実施
- ④12学級以上の小中学校への司書教諭有資格者の配置
- ⑤全小中学校への学校図書館指導員の配置
- ⑥地域おはなしボランティアの養成と学校や4か月児健康診査などでの読み聞かせ等の実施
- ⑦図書館システム更新によるインターネット予約サービスの開始と子ども向け図書館ホームページ「こどものページ」の開設

2 課題

図書館での児童書貸出冊数は増加しており、一定の効果は認められるものの、児童の利用登録者数は減少傾向が見られることから、引き続き図書館利用への働きかけが必要です。

また、地域・家庭における取組では、図書館、学校、地域の団体等の連携が非常に重要ですが、第1次計画では、実施事業や啓発事業の円滑な連携に課題が残ったことから、各機関等の連携を深め効果的かつ効率的な事業展開を図るとともに、より一層子どもの読書活動推進に向けた啓発に取組む必要があります。

また、厳しい財政状況の中、一部の事業については先送りが行われましたが、子どもの成長は待ってられません。そのため、事業の停滞は極力避けなければなりません。各事業の推進にあたっては、確固とした事業計画のもと予算措置と執行体制を整え着実な事業展開を行い、一人でも多くの子どもに「読書が好きだ」と感じてもらえるよう、子どもの読書活動の推進を図ることが必要です。

- ①学校段階が進むにつれて読書をしなくなる傾向
- ②中学生・高校生といった世代の読書活動の推進
- ③図書館、学校、地域の団体等の円滑な連携
- ④地域・家庭における読書活動を推進する取組み
- ⑤児童の図書館登録率の減少傾向

第Ⅱ章 第2次計画策定の基本方針

1 基本的な考え方

第1次計画における成果と課題や法整備などの環境の変化等を踏まえ、次の3つの基本方針を定め、より一層の子どもの読書活動の推進に取り組めます。

2 基本方針

(1) 子どもが自主的に読書活動を行うための読書環境の整備・充実

子どもたちは、読書を通じて多くの知識の習得や多様な文化の理解を深めるとともに、読解力をはじめ、想像力、思考力、表現力等の様々な生きる基礎力を養っています。

また、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、さらなる知的探求心や真理を求める態度を読書を通して培っています。

このため、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を自覚し、子どもがその発達段階に応じて、自ら読書に親しみ、その楽しさを知り、自主的に読書活動を行えるよう、施設・設備や人的環境の整備・充実に努めます。

(2) 家庭・地域・学校の連携・協力による子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭・地域・学校が子どもが読書に親しむ機会の充実に向け、それぞれが担うべき役割を果たすことはもとより、相互に緊密な連携・協力を図りつつ取組を推進していくことが求められます。

また、乳幼児期から発達段階に応じて、子どもが読書に興味を持ち楽しさを知るきっかけを作り、子ども自身で読書活動を広げ、読書体験を深めるような機会を、地域の特性に応じて提供していくことも大変重要です。

このため、家庭・地域・学校の連携・協力をさらに深め、子どもの自主的な読書活動を支援する事業を推進し、その成長に合わせ読書に親しむことができるような機会の提供と充実に努めます。

(3) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもは、大人の姿を見て多くを学んでいます。

読書する大人の姿を見たり、大人からの読み聞かせや昔話を聞いたりすることなどで、子どもの自主的な読書意欲が高まり、読書習慣が身に付いていきます。

特に、子どもに身近な保護者や教職員、保育士等の大人が読書活動に理解と関心を持ち、子どもを取り巻く大人を含めた社会全体で読書活動を推進する気運を一層高めていくことが必要です。

このため、子どもの読書活動の意義や重要性について、積極的な普及・啓発により市民の理解と関心を深め、社会的気運の醸成に努めます。

3 計画の期間と対象

(1) 計画の期間

平成23年度からおおむね5年間とします。

(2) 計画の対象

本計画でいう子どもとは、おおむね18歳以下の者をいいます。

4 推進体制等

本計画を実効性のあるものとするため、関係機関や施設の密接な連携を図るとともに、地域の民間団体等との連携をさらに深め、方策の効果的な推進を図ります。

(1) 継続的な読書活動推進のための体制整備

第1次計画で進捗状況を確認し、必要な修正を加えながら総合的・継続的に推進する組織として庁内に設置した「子ども読書活動推進会議」により、引き続き円滑な計画の推進を図ります。

(2) 関係機関・団体等の連携・交流

子どもの読書活動推進に関わる関係機関・団体等が連携し、それぞれの特性を生かしながら相互に補完し、共に充実した活動ができるよう情報や人材の交流、図書館資料等の有効活用を進めます。

5 財政上の措置

本計画に掲げられた各種施策・事業を推進するため、市をはじめ関係機関等は、その役割に応じ必要な財政上の措置を講じるよう努めます。

第三章 計画推進のための取組

1 家庭における取組

(1) 家庭の役割

読書習慣を形成する上で、家庭の果たす役割は非常に大きく、乳幼児期のわらべうたや絵本の読み聞かせや素話などの「耳からの読書」は、その後の読書に大きな影響を及ぼします。

幼い子どもたちは、保護者の愛情を感じながら読書の楽しさを体得します。いつも身近にいる保護者等が読書の重要性を認識し、一緒に図書館や地域の文庫等へ出かけたり、共に読書したりして、積極的に読書に親しめる機会を増やすことが大切です。妊婦を含めた保護者や周りの大人たちが、発達段階や子どもの個性を考慮して、「よい本との出会い」の機会を継続的につくること、また、大人が子どもと共に読書を楽しもうとする姿勢や雰囲気づくりが求められます。

【4事業】

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
【新規】子ども読書講座の実施	1 【新規】保護者等を対象に、子ども向けの本の紹介や子どもに本の世界の楽しさを伝えられるような講座の実施を通じた情報提供や啓発を行う。	中央図書館 (関係機関等)
【新規】ブックスタート事業の実施	2 【新規】絵本を通じて親子のきずなを深めるため、4か月児健康診査時にボランティアによる読み聞かせを行う。	健康企画課 保健指導課 保健福祉センター(健康課) 中央図書館 地区図書館
「子ども読書活動推進フォーラム」の実施	3 子どもの読書活動を推進するため、講演会等を実施すると共に、広く意見や情報を交換し、啓発活動の一環とする。	中央図書館 (関係機関、地域団体等)
ファミリーブックタイム運動の推進	4 親が子に読み聞かせをしたり、家族で読書に親しんだりする時間をつくるよう呼びかける運動(ファミリーブックタイム運動)を実施する。	中央図書館 地区図書館 指導課 (関係機関等)

2 地域における取組

自分の住んでいる地域内で日常生活のほとんどを過ごしている子どもにとって、図書館・公民館や子育て支援施設等の地域に密着した施設は、本と出会い、自由にふれあうことのできる身近な場所です。

また、市内では、地域・家庭文庫など、子どもの読書活動に直接かかわる貴重な活動も実践されています。

こうした、地域の施設や団体がその特性を生かし、子どもの読書環境の充実に努めるとともに、図書館が核となり、互いに協力し連携を深めることにより、より一層子どもの読書活動の推進に取り組んでいくことが求められます。

(1) 図書館の役割

図書館は、子どもが自分の読みたい本を自由に選択し、知る喜びと読書の楽しみを感じることができる施設であり、また、保護者にとっても、選び抜かれた優良な図書を豊富にそろえ、安心して子どもに好きな本を選ばせたり、おはなし会でわらべうたや読み聞かせに参加させたりすることができる施設です。

また、子どもと本と結びつけるために、子どもに薦める本の展示やブックリスト、パスファインダー*等の様々な情報を集めることができ、さらに、図書館職員に子どもの読書についての相談を行うこともできます。

そのため、図書館では、様々な事業の展開を図るほか、学校や子どもの読書活動に係る団体やグループへの支援等や関連機関との連携を積極的に行い、地域におけるさまざまな子どもの読書活動を推進する上で中心的な役割を果たしていきます。

また、その役割を果たすため、老朽化の進む既存施設の修繕や更新なども含め、図書館未整備地域の見直しやIT技術の進展による電子書籍への対応についての検討など、市全体の読書環境の見直しを図るための計画を策定します。

パスファインダー

特定のテーマに関する文献、情報の探し方・調べ方の案内を集めたもの。

【53事業】

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
【新規】市全体の読書環境の見直し(図書館の再整備計画の策定)	5 【新規】市全体の読書環境について、老朽化の進む既存施設の修繕・改築及び、図書館未整備地域の見直しと、その解消のための図書館の新設などの施設の整備や、IT技術の進展による情報化に伴う、電子書籍や音楽配信への対応など将来を見据えた図書館の再整備計画を策定する。	中央図書館 地区図書館
【新規】地域おはなしボランティアの研修	6 【新規】前計画に基づいて養成した地域おはなしボランティアのスキルアップ研修を実施する。	中央図書館
【新規】学校図書館への支援	7 【新規】図書館の団体貸出の利用促進のため、学校図書館へのリーフレット配布や、団体貸出資料について検索方法の出前講座や夏休み見学会を実施する。	中央図書館 指導課
【新規】市内小学校を対象とする図書館利用の促進	8 【新規】図書館職員が市内の小学校を訪問し、図書館の利用案内を行う。	中央図書館 地区図書館
【新規】子どもの読書活動の推進に資する各種講座の実施	9 【新規】保護者等を対象に、子ども向けの本の紹介や子どもに本の世界の楽しさを伝えられるような「子ども読書講座」の実施を通じた情報提供や啓発を行う。(再掲1)	中央図書館 (関係機関等)
	10 【新規】関心のある市民を対象に、子どもへの本の読み聞かせに関する講座を実施する。	中央図書館 地区図書館
	11 【新規】図書館出前講座として「絵本講座」を実施する。	中央図書館 地区図書館
	12 図書館の資料を使った工作や、科学遊びを行い、絵本や文学以外の資料も紹介する。【拡充】	中央図書館 地区図書館
【新規】障害のある子どもに配慮した資料の充実と提供	13 【新規】点字絵本を図書館で作成して、利用者へ提供するとともに、健常者に対してもバリアフリー啓発資料として活用する。	中央図書館
	14 視覚障害児への録音資料・点字資料の郵送貸出の充実を図る。	中央図書館
	15 身体障害等で来館に支障のある子どもに対する自宅配本サービスの充実を図る。	地区図書館
	16 さわる絵本の作成など障害のある子どものための資料の充実に努める。	中央図書館 地区図書館
【新規】来館者用インターネット端末機器の設置	17 【新規】図書館の子ども向けホームページをはじめとする、インターネット上の子ども向けコンテンツ等の利用・閲覧を可能とする。	中央図書館 地区図書館

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
【新規】地区図書館YAコーナーの設置	18 【新規】各地区図書館にヤングアダルトコーナーを設置し、青少年向けの資料提供、サービスの充実に努める。	地区図書館
【新規】子ども向け資料検索講座の実施	19 【新規】子ども向けの図書館資料検索講座を実施する。	中央図書館 地区図書館
【新規】保護者向け読書相談窓口の設置	20 【新規】子どもの成長に合わせた読書を進めるために、保護者向けの読書相談窓口の設置について検討する。	中央図書館 地区図書館
「子ども読書活動推進フォーラム」の実施 (再掲)	21 子どもの読書活動を推進するため、講演会等を実施すると共に、広く意見や情報を交換し、啓発活動の一環とする。(再掲3)	中央図書館 (関係機関、地域団体等)
見学や職場体験の受入れ	22 子どもたちが図書館の役割や仕事の内容を学ぶことができるよう図書館内の見学や職場体験を受け入れる。	中央図書館 地区図書館 指導課
おはなし会の実施 【拡充】	23 わらべうたと絵本の会を実施する。	中央図書館 地区図書館【拡充】
	24 定例おはなし会を実施する。	中央図書館 地区図書館
	25 子どもが語るおはなし会を実施する。【拡充】	中央図書館 指導課
	26 外国語おはなし会を実施する。	中央図書館 地区図書館【拡充】
	27 出張おはなし会を実施する。	中央図書館 地区図書館【拡充】
	28 訪問おはなし会を実施する。	中央図書館 地区図書館
	29 親子おはなし会を実施する。	中央図書館 地区図書館
	30 子ども読書まつりおはなし会を実施する。	中央図書館 地区図書館
子ども読書の日等関連行事の実施	31 子ども読書の日を中心に、時節をとらえ推薦図書や啓発資料配布等を実施する。	中央図書館 地区図書館
子ども向けイベントの実施【拡充】	32 「子ども図書館たんけん隊」や「一日図書館員」事業を実施し、図書館への理解や親しみを深める。	中央図書館 地区図書館
	33 図書館が紹介するテーマに沿って本を読んだり、読んだ本の紹介をするなど、子どもが主体的に参加して、楽しみながら読書に親しむ事業を実施する。	中央図書館 地区図書館【拡充】

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
子ども読書まつりの実施【拡充】	34 学校や地域とも連携し、読書への関心を高めるため、子どもの読書活動に関する各種イベントを実施する。	中央図書館 地区図書館【拡充】 (関係機関、地域団体等)
子どもへの読書相談やレファレンスの充実【拡充】	35 子ども一人ひとりに対応するために、相談に応じる職員の研修を実施するとともに、パスファインダーの作成・活用により、年齢や目的に合わせたレファレンスの充実に努める。 【拡充】	中央図書館 地区図書館
図書館ホームページ「こどものページ」の活用【拡充】	36 「こどものページ」を積極的に活用し、レファレンスの充実や情報の発信に努める。【拡充】	中央図書館
ファミリーブックタイム運動の推進(再掲)	37 親が子に読み聞かせをしたり、家族で読書に親しんだりする時間をつくるよう呼びかける運動(ファミリーブックタイム運動)を実施する。 (再掲4)	中央図書館 地区図書館 指導課 (関係機関等)
図書館ネットワークの整備・充実	38 図書館ネットワークの充実を図る。また、利用者用検索機やインターネットによる予約受付などを実施する。	中央図書館
児童・青少年向け図書等の充実・計画的収集	39 乳幼児をはじめ、年齢に応じた児童向け図書等の充実に努める。	中央図書館 地区図書館
	40 中・高校生向け資料(図書・CD・雑誌等)の幅広い収集に努める。	中央図書館 地区図書館
	41 調べ学習用資料の充実に努める。	中央図書館 地区図書館
	42 外国語の児童向け図書等の充実に努める。	中央図書館 地区図書館
地域おはなしボランティア養成講座の実施	43 おはなしボランティアを養成するために、計画的に養成講座を実施する。	中央図書館 地区図書館
職員研修の充実【拡充】	44 新規図書館職員研修・おはなし会研修等を充実する。	中央図書館 地区図書館【拡充】
保護者や教職員等への相談機能の充実	45 保護者や教職員からの子どもの読書に関する相談への対応・レファレンスサービスを充実する。	中央図書館 地区図書館
児童書研究に関する図書の充実	46 児童書を研究し理解を深めるための図書の充実に努める。	中央図書館
団体貸出用図書についての蔵書検索機能の拡充	47 団体登録者(学校・文庫等)向けに、図書館ホームページでの団体貸出用資料検索機能を追加する。	中央図書館
各種研修等の支援の充実【拡充】	48 幼稚園の読み聞かせ講座等、子ども読書活動の推進に係る研修への資料提供や講師派遣等の充実に努める。	中央図書館 地区図書館【拡充】
	49 文庫団体等の研修支援に努める。 ※地域で活動する文庫等の研修の支援に努める。	中央図書館 地区図書館

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
団体貸出用図書の充実	50 学校向け団体貸出資料の充実に努める。 ※調べ学習に活用できる資料の充実を図る。	中央図書館
	51 文庫や読書団体等への団体貸出用図書の充実を図る。	中央図書館
図書資料等の有効活用	52 図書館の不用図書・寄贈図書等を活用して、コミュニティセンターの図書室や子どもルーム、幼稚園、保育所(園)等の資料の充実を図る。	中央図書館 健全育成課 市民総務課 生涯学習振興課 保育支援課 保育運営課
ボランティア等との連携によるおはなし会の実施【拡充】	53 幼稚園・保育所(園)におけるボランティア等による読み聞かせの支援に努める。	中央図書館 地区図書館【拡充】 保育支援課 保育運営課
	54 子どもが語るおはなし会を実施する。【拡充】 (再掲25)	中央図書館 指導課
	55 外国語おはなし会を実施する。 (再掲26)	中央図書館 地区図書館【拡充】
	56 出張おはなし会を実施する。 (再掲27)	中央図書館 地区図書館【拡充】
	57 子ども読書まつりおはなし会を実施する。 (再掲30)	中央図書館 地区図書館

(2) 生涯学習施設・子育て支援施設等の役割

公民館をはじめコミュニティセンター、子どもルーム、放課後子ども教室、育児サークルなどは、日常生活において、ほとんどの時間を地域で過ごす子どもにとって、本に触れ読書に親しむことのできる最も身近な場となっています。また、地域・家庭文庫などの団体も大きな力を発揮しています。

そうした施設や団体等にあっては、さらに子どもの自主的な読書活動を助け、読書環境を豊かにするうえで大切な役割を果たしていくことが求められています。

【17事業】

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
【新規】ブックスタート事業の実施 (再掲)	58 【新規】絵本を通じて親子のきずなを深めるため、4か月児健康診査時にボランティアによる読み聞かせを行う。(再掲2)	健康企画課 保健指導課 保健福祉センター(健康課) 中央図書館 地区図書館
【新規】放課後子ども教室でのおはなし会の実施	59 【新規】放課後子ども教室において、地域おはなしボランティアによるおはなし会を実施する。	生涯学習振興課 中央図書館 地区図書館
育児サークルでのおはなし会の実施	60 ボランティア等との連携により、希望する育児サークル対象者におはなし会を実施する。	保健指導課 保健福祉センター(健康課) 健康企画課 中央図書館 地区図書館
子どもや保護者が集う施設でのおはなし会等の実施	61 コミュニティセンターにおけるボランティアによるおはなし会等の実施に努める。	市民総務課
	62 女性センターにおける、ボランティアによるおはなし会の実施に向け検討する。	男女共同参画課
子どもや保護者が集う施設における絵本コーナー等の設置	63 各区健康課における母子保健事業実施の際、絵本コーナーを設置する。	保健指導課 保健福祉センター(健康課)
子どもや保護者が集う施設における図書の充実	64 子ども交流館における図書の充実に努める。	こども企画課
	65 子どもルーム(放課後児童健全育成事業)の児童向け図書の充実に努める。	健全育成課
	66 地域子育て支援センター、子育て支援館、子育てリラックス館の絵本などの充実に努める。	保育支援課 保育運営課
	67 コミュニティセンターの幼児室、図書室の図書の充実に努める。	市民総務課
	68 女性センターの児童向け図書の充実に努める。	男女共同参画課
子育てふれ愛フェスタの実施	69 「子育てふれ愛フェスタ」の中で「読み聞かせコーナー」を設けて読み聞かせを実施する。	こども企画課 中央図書館
読み聞かせ講座の実施	70 地域で子どもに読み聞かせを行っている方や、これから行おうとしている方を対象に、公民館での読み聞かせ講座の実施に努める。	生涯学習振興課 中央図書館
公民館等の子ども向け講座の充実	71 公民館等におけるおはなし会や民話のつどい、紙芝居など子どもが本に親しむ機会を提供できる主催事業の充実に努める。	生涯学習振興課 中央図書館 地区図書館
公民館施設の開放	72 土・日曜日の子どもの居場所・読書スペース確保に努める。	生涯学習振興課
公民館図書室の資料の充実	73 計画的な資料収集に努める。	生涯学習振興課
公民館図書室職員の研修の充実	74 公民館図書室職員の研修の充実に努める。	生涯学習振興課

3 学校等における取組

(1) 幼稚園・保育所（園）の役割

幼稚園、保育所（園）において、幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、幼児が絵本や物語などに親しむ活動の積極的な展開や、子どもが絵本等に安心して触れることができるようなスペースの確保に努めることが必要です。

また、未就園児を対象とした子育て支援活動の中での、読み聞かせ等を推進し、保護者等に対し読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及していくことも必要です。

保護者、ボランティアや図書館等との連携・協力や、発達段階に応じた図書を選定し図書の整備を図るとともに、小学生・中学生が幼稚園、保育所（園）の幼児に読み聞かせを行うなど、子どもが絵本等に触れる機会が多様になるような工夫が求められています。

【4事業】

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
幼稚園、保育所（園）におけるおはなし会の実施【拡充】	75 幼稚園・保育所（園）におけるボランティア等による読み聞かせの支援に努める。 (再掲53)	中央図書館 地区図書館【拡充】 保育支援課 保育運営課
	76 保育所（園）における絵本を中心とした読み聞かせの充実に努める。	保育運営課
幼稚園・保育所（園）の児童向け図書の充実	77 絵本コーナー等における児童向け図書の充実に努める。	保育運営課 保育支援課
交流による読み聞かせの実施	78 幼稚園、保育所（園）、小・中・特別支援学校が連携し、児童・生徒による交流読み聞かせの実施に向けて検討する。	保育支援課 指導課 保育運営課

(2) 小・中・高等学校・特別支援学校の役割

子どもたちの読書離れや読解力向上が課題とされる中、子どもの読書習慣を形成し、自主的な子どもの読書活動を推進していく上で、学校は大変大きな役割を担っています。特に、小・中・高等学校等の各学校段階において、児童生徒が読書に親しみ、読書習慣を身に付けさせることが大切であり、読書を通じ、知的活動、コミュニケーションや感性・情緒の基盤である言語力を育成する読書活動を推進することが求められています。

このため、授業や教科等を通じて様々な文章や資料を読んだり調べたりするなどのほか、全校一斉の読書活動や、学校での読み聞かせなどの取組を一層普及させ、多様な読書活動を推進する必要があります。

さらに、推薦図書コーナーの設置や卒業までの読書量を目標として設定するなど、司書教諭や学校図書館指導員等と連携し、全ての教職員が学校図書館の活用や日々の読書指導の充実により、子どもの読書活動を推進していくことが重要です。

このためには、各学校における校内研修や研究会などを通じ、教職員間の連携の促進や読書指導に関する研究協議、先進的な取組例の紹介などにより、教職員の意識の高揚や指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実に努めます。

また、特別支援学級、特別支援学校においては、障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、障害の状態に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器の活用、読書支援や読み聞かせの充実など、読書活動支援の推進を図ります。

【21事業】

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
図書館でのおはなし会の実施【拡充】 (再掲)	79 子どもが語るおはなし会を実施する。【拡充】 (再掲25)	中央図書館 指導課
学校等でのおはなし会の実施	80 学校における読み聞かせやブックトークなど多様な読書活動の拡充を図る。	指導課
	81 学年・学級単位での読み聞かせを推進する。	指導課
特別支援学級・特別支援学校等での読み聞かせの実施	82 学習の中で読み聞かせ等を実施する。	指導課
調べ学習の充実	83 調べ学習等に要する資料を収集・提供するとともに、一人ひとりに対応する支援・指導の充実に努める。	指導課
全校一斉読書活動等の推進	84 学校の実態に合わせ、教育課程に朝読書を位置づける等、全校や学年での読書の習慣化を図る活動を一層推進する。	指導課
多様な読書活動への取組の実施	85 大型紙芝居やパネルシアター等を活用して、読書意欲の高揚を図る活動を実施する。	指導課
読書月間の設置	86 読書に親しめるよう、年2回の読書月間の設置に努める。	指導課
読書祭の開催	87 読書の発展として、読んだ本を朗読劇や紙芝居にするなどの多様な読書紹介・読書発表会等、意識を高めるイベントの実施に努める。	指導課
読書行事の開催	88 読書月間に、学校の実態に応じて、読書に親しみ、成果の発表の場となる行事の開催に努める。	指導課
学校における読書活動の充実推進	89 魅力ある学校図書館づくりとして、司書教諭・学校図書館主任と学校図書館指導員が一体となり、児童・生徒への読み聞かせや適切な図書の紹介・図書館の環境整備などを行う。	指導課
学校図書館情報ネットワークシステムの整備推進	90 学校図書館資料のデータベース化とコンピュータ機器の整備を推進する。	指導課 教育センター 中央図書館
	91 コンピュータネットワークの整備として、学校間、学校と図書館間のネットワーク化を推進する。	指導課 教育センター 中央図書館
学校図書館の活用	92 放課後・休日などにおいて、学校図書館の活用を検討する。	指導課 生涯学習振興課

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
学校図書館資料の充実	93 「豊かな心を育てる図書」「調べ学習に対応する図書」等の図書資料をバランスよく長期的な計画に基づいて整備し、効果的な活用を図る。	指導課
特別支援学級・特別支援学校等での図書等の整備	94 一人ひとりに応じた図書と、図書コーナーの充実を図る。	指導課
各種研修等の充実	95 教職員の各種研修会における読書活動関連研修の充実に努める。 ※管理職研修・司書教諭研修・学校図書館主任研修・学校図書館指導員研修・初任者研修・教職員研修等	指導課 教職員課 教育センター 中央図書館
学校間、学校・図書館間の相互貸借システムの構築	96 学校間、学校と図書館間での資料の活用を図るため、相互貸借できるシステムの構築を推進する。	指導課 中央図書館 教育センター
学校間、学校と図書館間の配送サービスの構築	97 学校間、学校と図書館間における資料の配送方法等、物流システムの構築に関して調査・検討する。	指導課 中央図書館
ボランティア等との連携によるおはなし会の実施【拡充】(再掲)	98 子どもが語るおはなし会を実施する。【拡充】(再掲25)	中央図書館 指導課
交流による読み聞かせの実施(再掲)	99 幼稚園、保育所(園)、小・中・特別支援学校が連携し、児童・生徒による交流読み聞かせの実施に向けて検討する。(再掲78)	保育支援課 指導課 保育運営課

4 家庭・地域・学校等間の連携

子どもの読書活動をより一層支援し推進していくためには、図書館や学校が家庭・地域と連携し、地域ぐるみで子どもの読書活動を推進することが重要です。

そのためには、保護者や地域住民、ボランティア等の多様な経験を有する地域の人材の協力を得るとともに、子どもの読書に親しむ態度の育成や読書活動の推進のための様々な活動が十分行われるよう、支援していくことも必要です。

特に図書館には、子どもの読書活動を推進する上で中核的な役割を果たして行くことが求められており、単独では実施や継続が困難な取組のサポートや新たな連携のコーディネートを積極的に行っていく必要があります。

【14事業】

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
【新規】学校図書館への支援(再掲)	100 【新規】図書館の団体貸出の利用促進のため、学校図書館へのリーフレット配布や、団体貸出資料について検索方法の出前講座や夏休み見学会を実施する。(再掲7)	中央図書館 指導課
【新規】市内小学校を対象とする図書館利用の促進(再掲)	101 【新規】図書館職員が市内の小学校を訪問し、図書館の利用案内を行う。(再掲8)	中央図書館 地区図書館
【新規】放課後子ども教室でのおはなし会の実施(再掲)	102 【新規】放課後子ども教室において、地域おはなしボランティアによるおはなし会を実施する。(再掲59)	生涯学習振興課 中央図書館 地区図書館
【新規】ボランティア研修の実施	103 【新規】ブックスタート事業の推進に向けてのボランティア研修会を実施する。	保健指導課 保健福祉センター(健康課) 健康企画課 中央図書館
「ファミリーブックタイム」運動の推進(再掲)	104 親が子に読み聞かせをしたり、家族で読書に親しんだりする時間をつくるよう呼びかける運動(ファミリーブックタイム運動)を実施する。(再掲4)	中央図書館 地区図書館 指導課 (関係機関等)
図書館見学や職場体験の受入れ(再掲)	105 子どもたちが図書館の役割や仕事の内容を学ぶことができるよう図書館内の見学や職場体験を受け入れる。(再掲22)	中央図書館 地区図書館 指導課
学校図書館情報ネットワークシステムの整備推進(再掲)	106 コンピュータネットワークの整備として、学校間、学校と図書館間のネットワーク化を推進する。(再掲91)	指導課 教育センター 中央図書館
学校間、学校・図書館間の相互貸借システムの構築(再掲)	107 学校間、学校と図書館間での資料の活用を図るため、相互貸借できるシステムの構築を推進する。(再掲96)	指導課 教育センター 中央図書館
学校間、学校と図書館間の配送サービスの構築(再掲)	108 学校間、学校と図書館間における資料の配送方法等、物流システムの構築に関して調査・検討する。(再掲97)	指導課 中央図書館
図書館と公民館図書室との選書情報の交流	109 図書館の児童選書会での資料、公民館用選書リスト等の提供と活用を図る。	生涯学習振興課 中央図書館
学校と図書館との交流会の実施【拡充】	110 司書教諭・学校図書館主任や学校図書館指導員と図書館職員との交流会を開催する。	指導課 中央図書館 地区図書館【拡充】

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
図書館資料等の有効活用(再掲)	111 図書館の不用図書・寄贈図書等を活用して、コミュニティセンターの図書室や子どもルーム、幼稚園、保育所(園)等の資料の充実を図る。(再掲52)	中央図書館 健全育成課 市民総務課 生涯学習振興課 保育支援課 保育運営課
「子ども読書活動推進フォーラム」の実施(再掲)	112 子どもの読書活動を推進するため、講演会等を実施すると共に、広く意見や情報を交換し、啓発活動の一環とする。(再掲3)	中央図書館 (関係機関、地域団体等)
子ども読書まつりの実施【拡充】(再掲)	113 学校や地域とも連携し、読書への関心を高めるため、子どもの読書活動に関する各種イベントを実施する。(再掲34)	中央図書館 地区図書館【拡充】 (関係機関、地域団体等)

5 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

(1) 啓発や広報の推進

子ども読書活動推進に向けた様々な施策、事業も「知ってもらい」「理解を得て」「利活用」されなければ意味がありません。

そのためには、実施する施策、事業についての広報や、家庭・地域・学校における子どもの読書活動を推進する意義について、広く啓発活動を行う必要があります。

「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」に定められた「子ども読書の日」(4月23日)や、「文字・活字文化の日」(10月27日)など様々な機会をとらえ、子ども読書活動への理解と関心を高め、連携・協力し推進が図れるよう、各種媒体を通じた情報発信や啓発・広報活動を積極的に行います。

【28事業】

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
【新規】子どもの読書活動の推進に資する各種講座の実施(再掲)	114 【新規】保護者等を対象に、子ども向けの本の紹介や子どもに本の世界の楽しさを伝えられるような「子ども読書講座」の実施を通じた情報提供や啓発を行う。(再掲1)	中央図書館 (関係機関等)
	115 【新規】関心のある市民を対象に、子どもへの本の読み聞かせに関する講座を実施する。(再掲10)	中央図書館 地区図書館
	116 【新規】図書館出前講座として「絵本講座」を実施する。(再掲11)	中央図書館 地区図書館
	117 図書館の資料を使った工作や、科学遊びを行い、絵本や文学以外の資料も紹介する。【拡充】(再掲12)	中央図書館 地区図書館
【新規】学校図書館への支援(再掲)	118 【新規】図書館の団体貸出の利用促進のため、学校図書館へのリーフレット配布や、団体貸出資料について検索方法の出前講座や夏休み見学会を実施する。(再掲7)	中央図書館 指導課
各種広報誌紙等を通しての啓発・情報発信	119 「教育だよりちば」(年4回発行)を活用する。	企画課
	120 「いきいき子育て」を活用する。	こども企画課
	121 家庭教育資料「家庭教育応援します～親ナビ@高学年.ちばし～」等を活用する	健全育成課
	122 「図書館だより」(年4回)を活用する。	中央図書館 地区図書館
	123 図書館ホームページ「こどものページ」を積極的に活用し、レファレンスの充実や情報の発信に努める。【拡充】(再掲36)	中央図書館
	124 学校だより・学校図書館だより等を活用する。	指導課

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
情報提供の充実・強化	125 パンフレット配布による情報提供に努める。 ※母子保健事業の中で、啓発用パンフレットや保護者に読んでほしい図書のリスト・図書館等で実施するおはなし会等の案内書の配布を検討する。	中央図書館 保健指導課 保健福祉センター(健康課) 健康企画課
	126 保健福祉センターに情報掲示コーナーを設置する。 ※おはなし会や子どもに読ませたい図書、保護者に読んでほしい図書のリスト等を、情報掲示コーナーを設置し啓発に努める。	保健指導課 保健福祉センター(健康課) 健康企画課
	127 コミュニティセンター利用サークルへの情報提供に努める。 ※コミュニティセンターを利用している幼児・育児サークルに対して、パンフレット等の配布により情報を提供する。	市民総務課
	128 女性センターの利用者に向け、図書紹介コーナーを、期間を限定して設置する。	男女共同参画課
推薦図書等の紹介	129 「読んでみよう」等ブックリストを配布する。 推薦図書リスト(新着図書)を配布する。	中央図書館 地区図書館
	130 外国人市民の子ども向け資料情報を提供する。 ※外国語表記の図書のリスト等の資料情報を提供する。	中央図書館 地区図書館
「ファミリーブックタイム」運動の推進 (再掲)	131 親が子に読み聞かせをしたり、家族で読書に親しんだりする時間をつくるよう呼びかける運動(ファミリーブックタイム運動)を実施する。 (再掲4)	中央図書館 地区図書館 指導課 (関係機関等)
妊婦向け啓発活動の充実	132 母親&父親学級において妊婦を対象として、関係資料を配布するなど啓発活動の実施に努める。	中央図書館 保健指導課 保健福祉センター(健康課) 健康企画課
子ども読書の日等関連行事の実施(再掲)	133 子ども読書の日を中心に、時節をとらえ推薦図書の展示や啓発資料配布等を実施する。 (再掲31)	中央図書館 地区図書館
子ども向けイベントの実施【拡充】(再掲)	134 「子ども図書館たんけん隊」や「一日図書館員」事業を実施し、図書館への理解や親しみを深める。(再掲32)	中央図書館 地区図書館
	135 図書館が紹介するテーマに沿って本を読んだり、読んだ本の紹介をするなど、子どもが主体的に参加して、楽しみながら読書に親しむ事業を実施する。(再掲33)	中央図書館 地区図書館【拡充】

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
子ども読書まつりの実施【拡充】(再掲)	136 学校や地域とも連携し、読書への関心を高めるため、子どもの読書活動に関する各種イベントを実施する。(再掲34)	中央図書館 地区図書館【拡充】 (関係機関、地域団体等)
「子ども読書活動推進フォーラム」の実施(再掲)	137 子どもの読書活動を推進するため、講演会等を実施すると共に、広く意見や情報を交換し、啓発活動の一環とする。(再掲3)	中央図書館 (関係機関、地域団体等)
公民館事業の実施	138 家庭教育学級などの主催事業の中で、子どもの読書の必要性や意義など、子ども読書活動に関する理解や関心の普及に努める。	生涯学習振興課
子育て関連講座の充実	139 女性センターでの子育て関連の講座において、子どもの読書活動に関する内容の導入を検討する。	男女共同参画課
保護者・職員等の啓発研修の促進	140 PTA、保護者会、職員の研修会等における、子どもの読書活動の重要性等についての研修を促進する。	指導課 保育運営課
参加型の啓発活動の工夫	141 学校単位でPTAや保護者会に協力を依頼し、図書の本棚の整理・修繕等のボランティア活動の実施に努める。	指導課

6 推進体制の整備

第1次計画において「本計画を実効性のあるものとするため、進捗状況を確認し、必要な修正を加えながら総合的・継続的に展開するための組織」として庁内に設置した、「千葉市子ども読書活動推進会議」とその下部組織である担当者会議を活用し、引き続き計画の積極的な推進と管理を行います。

【1事業】

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
千葉市子ども読書活動推進会議及び担当者会議の活用	142 本計画の事業の推進を図るため、事業の進捗管理を行うとともに、計画全体について総合的・継続的に協議し、必要な修正を加えるなどの執行管理を行う。	中央図書館

目 標 と す る 数 値

子どもの読書活動の推進状況を把握するために、目標とする数値を定めました。計画期間を平成23年度からおおむね5年としていることから、平成27年度を目標年度とします。

1 児童書貸出冊数

平成21年度	平成27年度
131万冊	137万冊

2 団体貸出用資料の貸出冊数

平成21年度	平成27年度
19,606冊	23,000冊

3 児童生徒の一人当たり2週間の平均読書冊数

	平成21年度	平成27年度
小学生	13.7冊	15冊
中学生	6.0冊	8冊

4 学校以外で1週間にどのくらい読書をするかに対し「読まない」と回答する児童生徒の割合

	平成21年度	平成27年度
小学校5年生	18.3%	10%
中学校2年生	17.1%	10%

巻末資料

(子どもの読書関係資料)

- 1 市立図書館等関係データ
- 2 市立学校関係データ
- 3 子ども読書活動に関するアンケート結果

(法令関係等資料)

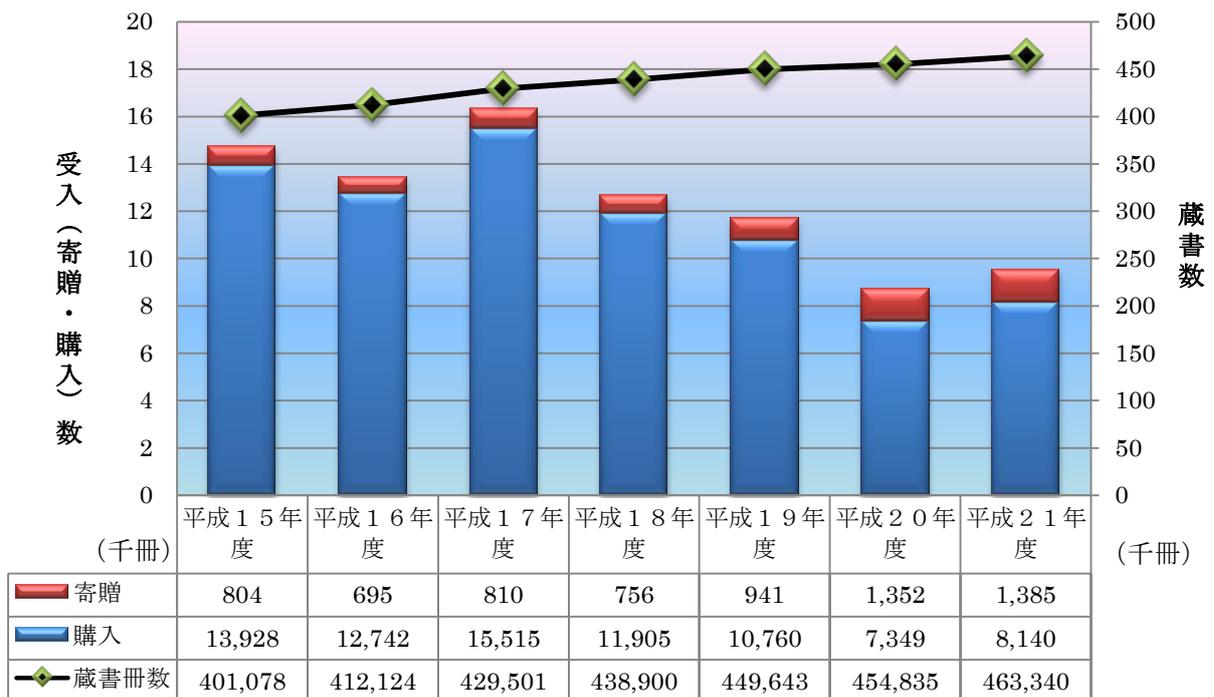
- 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 文字・活字文化振興法
- 千葉市子ども読書活動推進会議設置要綱
- 子どもの読書活動を取り巻く環境の変化について
(国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第二次) より)

1 市立図書館等関係データ

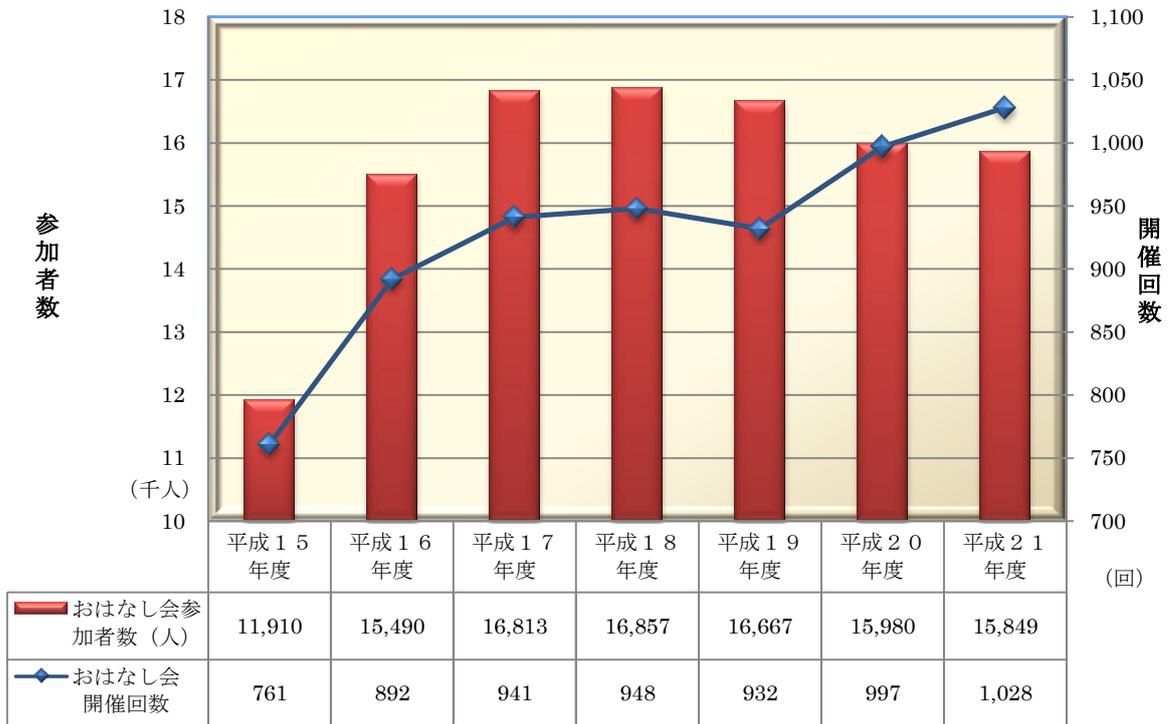
(1) 市立図書館等の児童登録率と児童書貸出冊数の推移



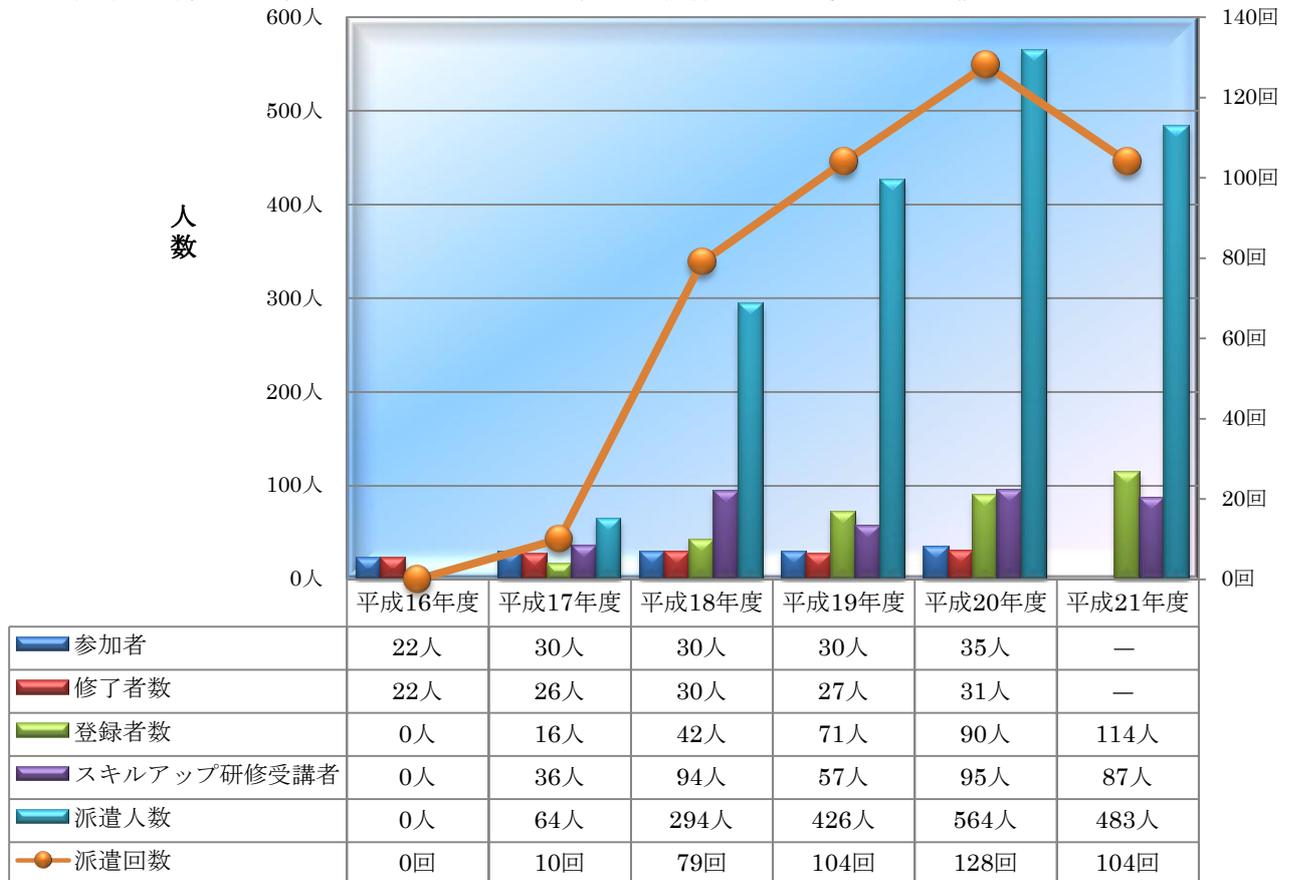
(2) 市立図書館の児童書の蔵書数と受入数の推移



(3) 市立図書館等のおはなし会の開催回数と参加者数の推移

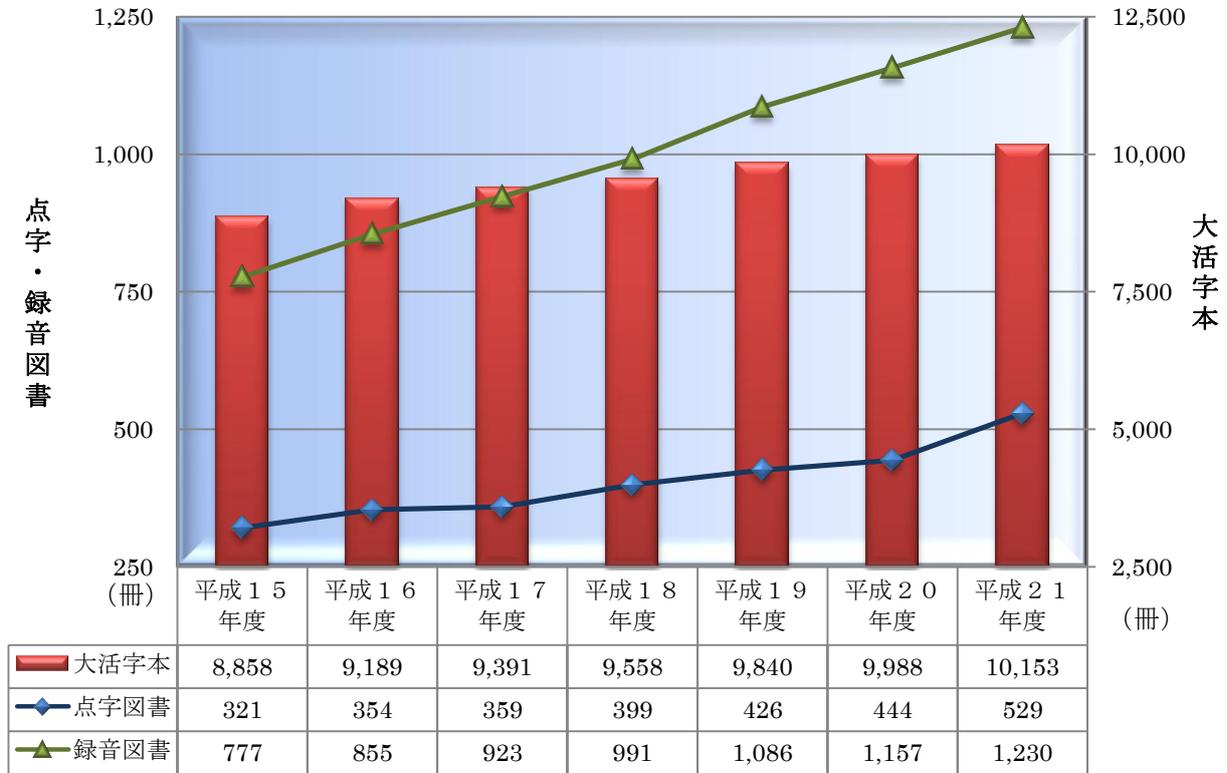


(4) 千葉市地域おはなしボランティアの養成と活動状況の推移



※地域おはなしボランティア養成は、20年で終了。21年度派遣は、インフルエンザ流行により一部中止。

(5) 市立図書館等の障害者サービス資料蔵書数の推移

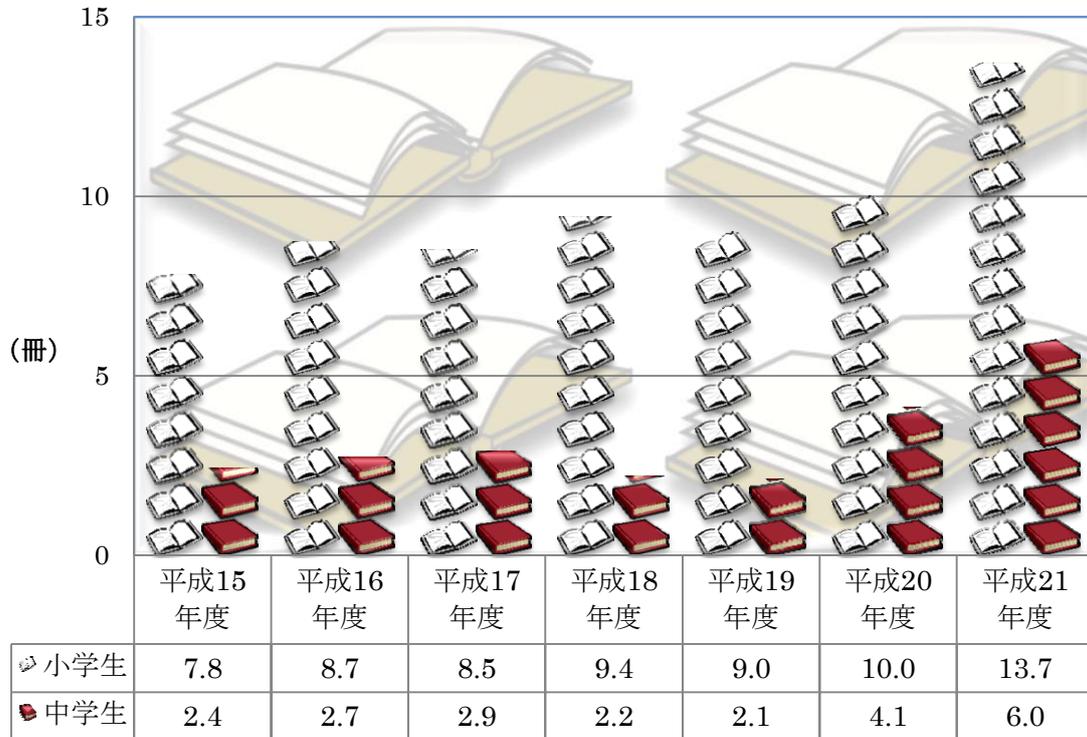


(6) 市立図書館等の予約件数の推移

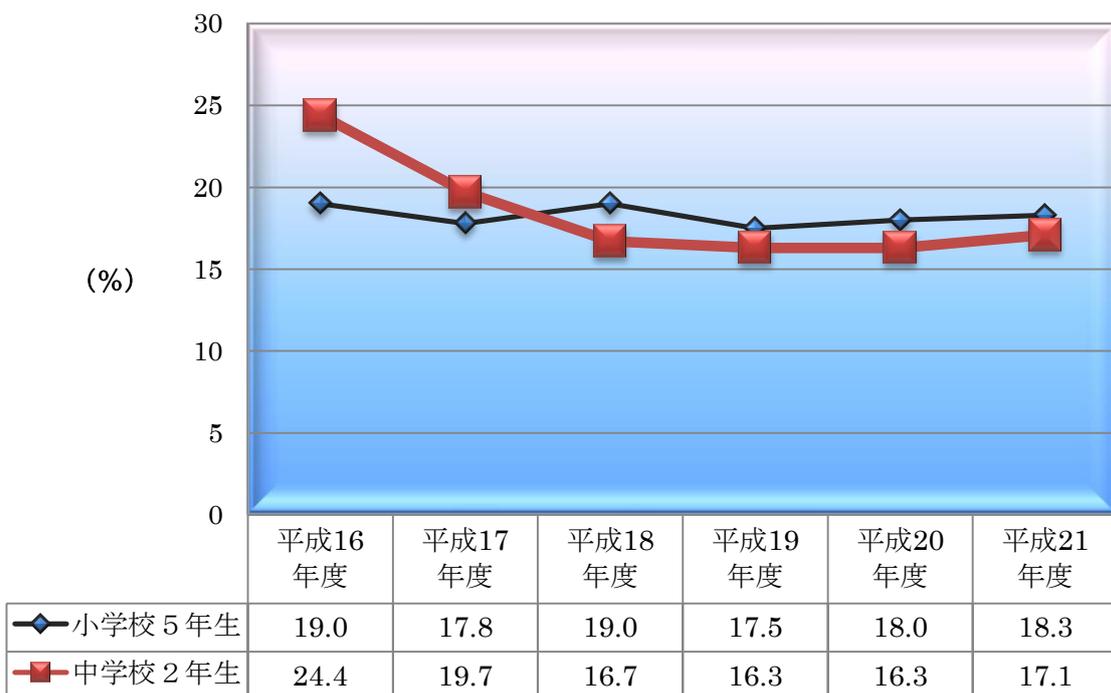


2 市立学校関係データ

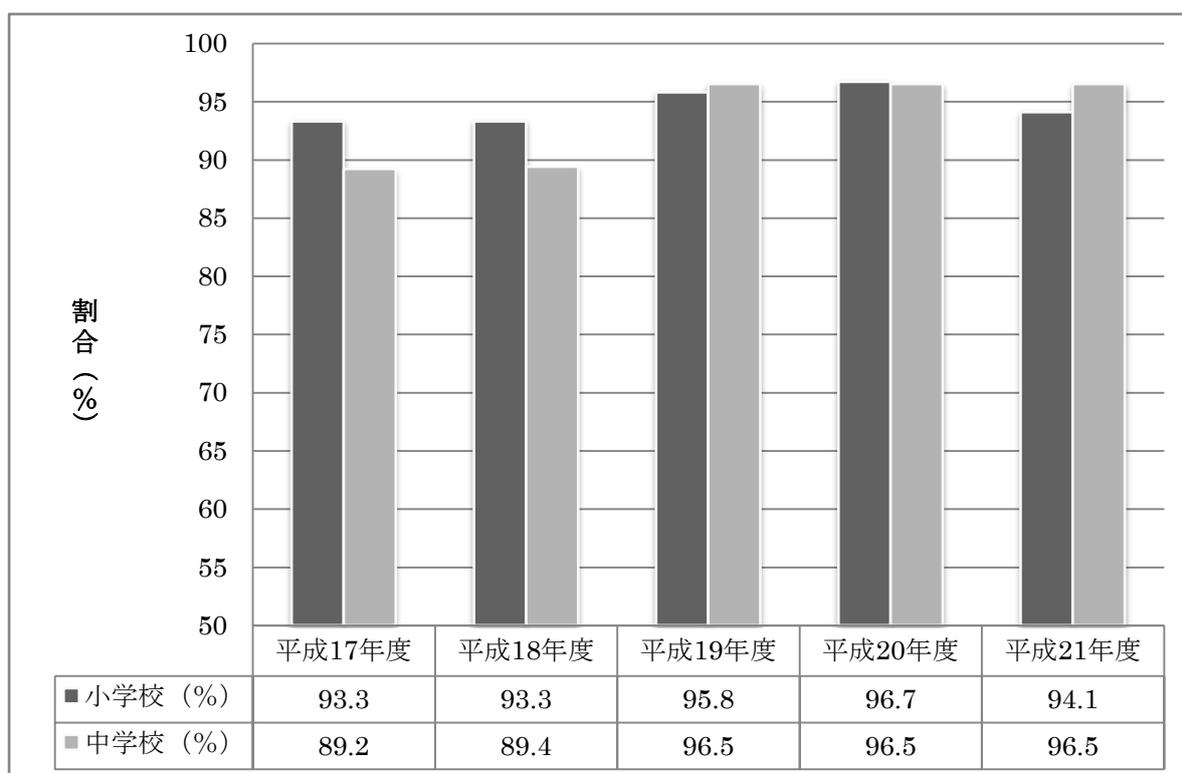
(1) 児童生徒の一人当たり2週間の平均読書冊数の推移



(2) 学校以外で1週間にどのくらい読書をするかに対し「読まない」と回答する児童生徒の割合の推移



3 市立小・中学校における全校一斉読書実施校の割合の推移



4 12学級以上の市立小・中学校における司書教諭有資格者の配置の割合の推移

年 度		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
小学校	学 校 総 数	82	81	83	83	74
	配置学校数	82	81	83	83	74
	割合 (%)	100	100	100	100	100
中学校	学 校 総 数	27	27	30	30	29
	配置学校数	27	27	30	30	29
	割合 (%)	100	100	100	100	100

5 市立小・中学校への学校図書館指導員の配置の推移

年 度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
配置数 (人)	119	119	120	120	120

※ 平成15年度～平成19年度／全員が小学校に週3日、中学校に週1日勤務

※ 平成20年度～ /64人が週4日1校勤務(中学校全校と小学校8校)

56人が週2日ずつ2校に勤務(小学校112校)

3 子ども読書活動に関するアンケート結果について

千葉市における子どもの読書活動の現状及び読書に対する意識等を把握し、第2次計画推進による読書状況や意識の変化を比較する基礎資料とするため、アンケートを実施した。

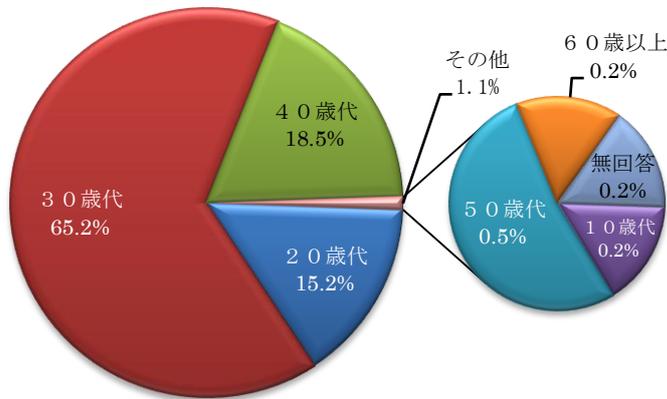
(調査期間：平成22年9月～11月)

調査対象者	対象者数 (校数)	有効回収数	有効回収率
市立保育所の幼児の保護者	2,967人 (60所)	1,837	61.9%
市立小学校の児童(4、5、6年生)	3,097人 (15校)	3,029	97.8%
市立中学校の生徒(2年生)	1,547人 (12校)	1,448	93.6%
市立高等学校の生徒(1、2年生)	1,280人 (2校)	1,205	94.1%
総数	8,891人	7,519	84.6%

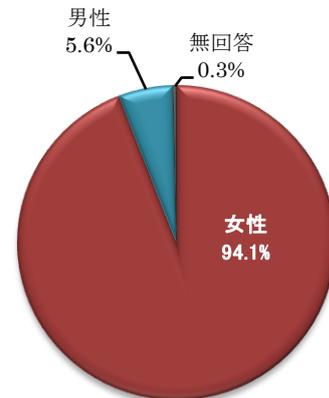
1 市立保育所の幼児の保護者

回答者のプロフィール

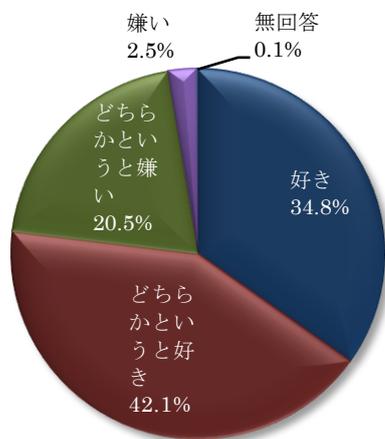
●年齢構成



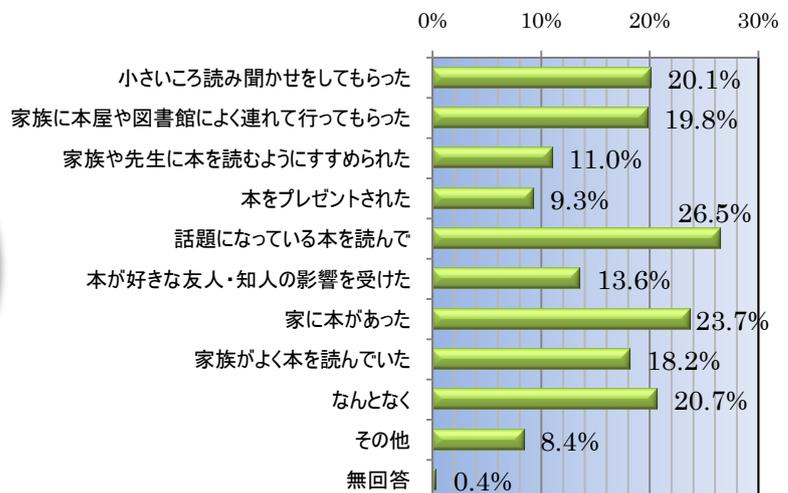
●性別構成



(1) 読書の好き嫌い

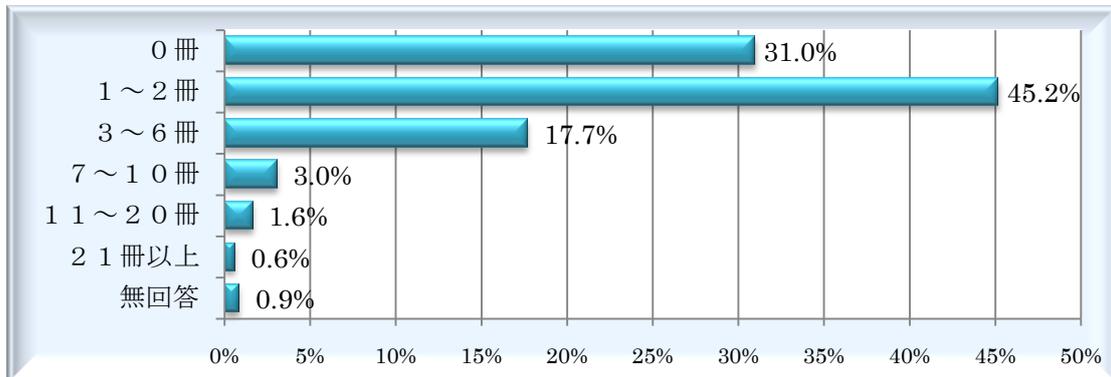


(2) 「好き」または「どちらかという好き」との回答者の読書が好きとなったきっかけ (2つまで※)

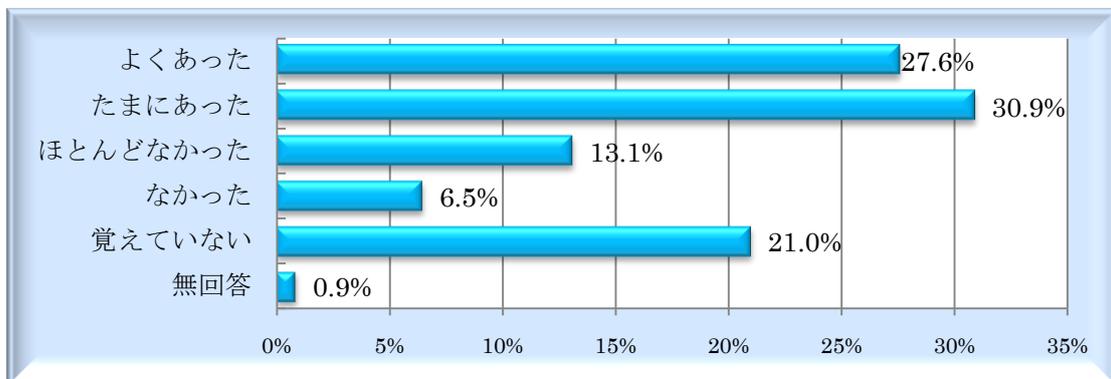


※複数回答については、回答者数を分母としている。

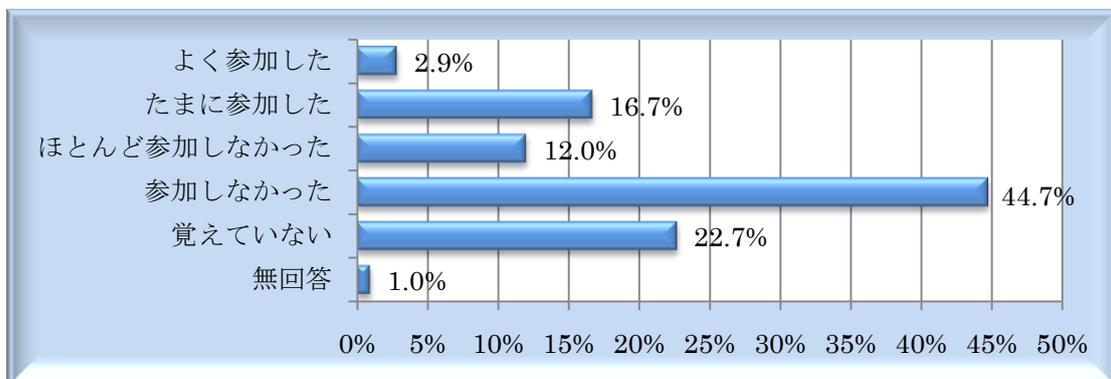
(3) 最近1か月の読書量について



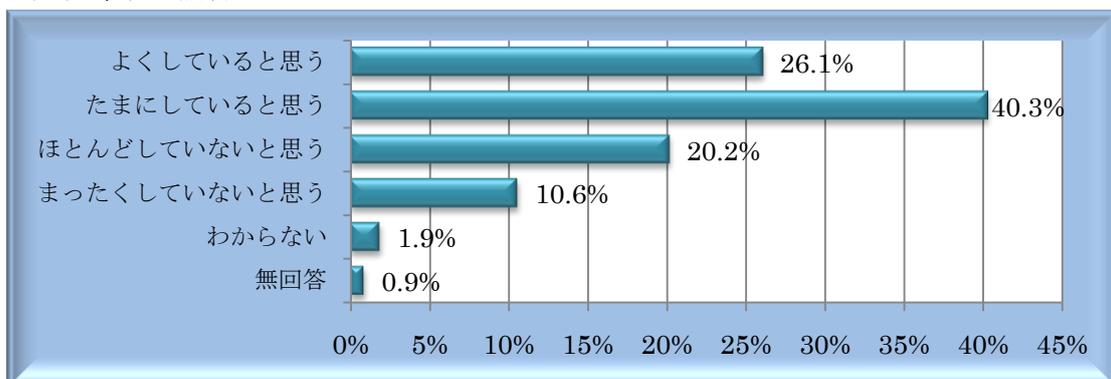
(4) 小さい頃の、家族からの読み聞かせを受けた経験について



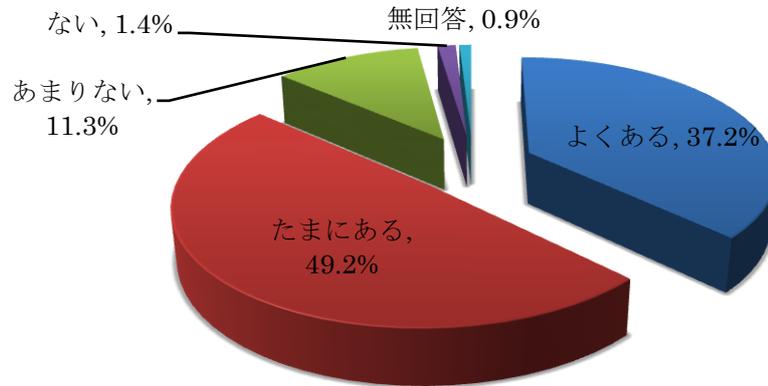
(5) 図書館の「おはなし会」への参加経験について



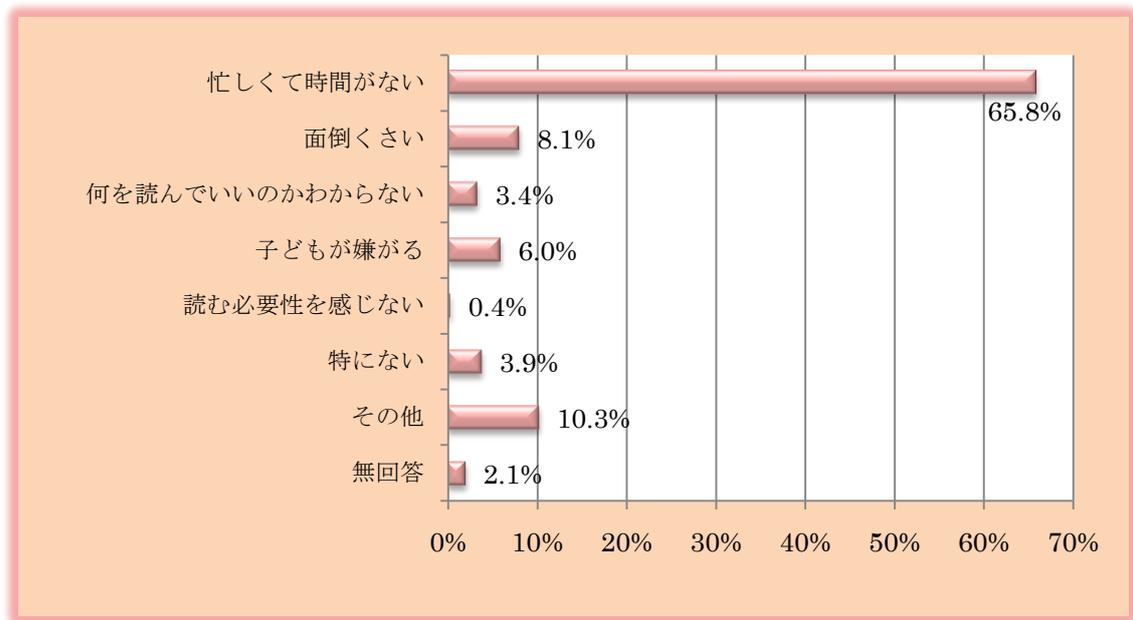
(6) 家族の読書について



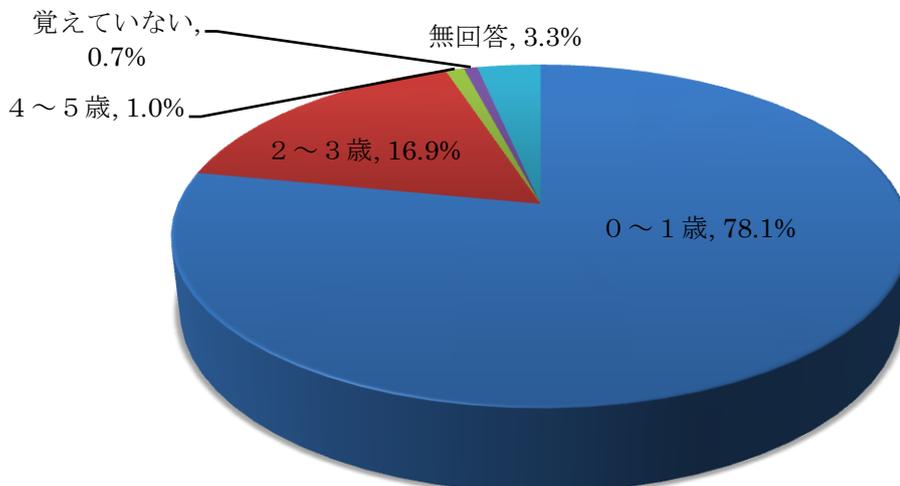
(7) 自分の子どもへの「読み聞かせ」の実施について



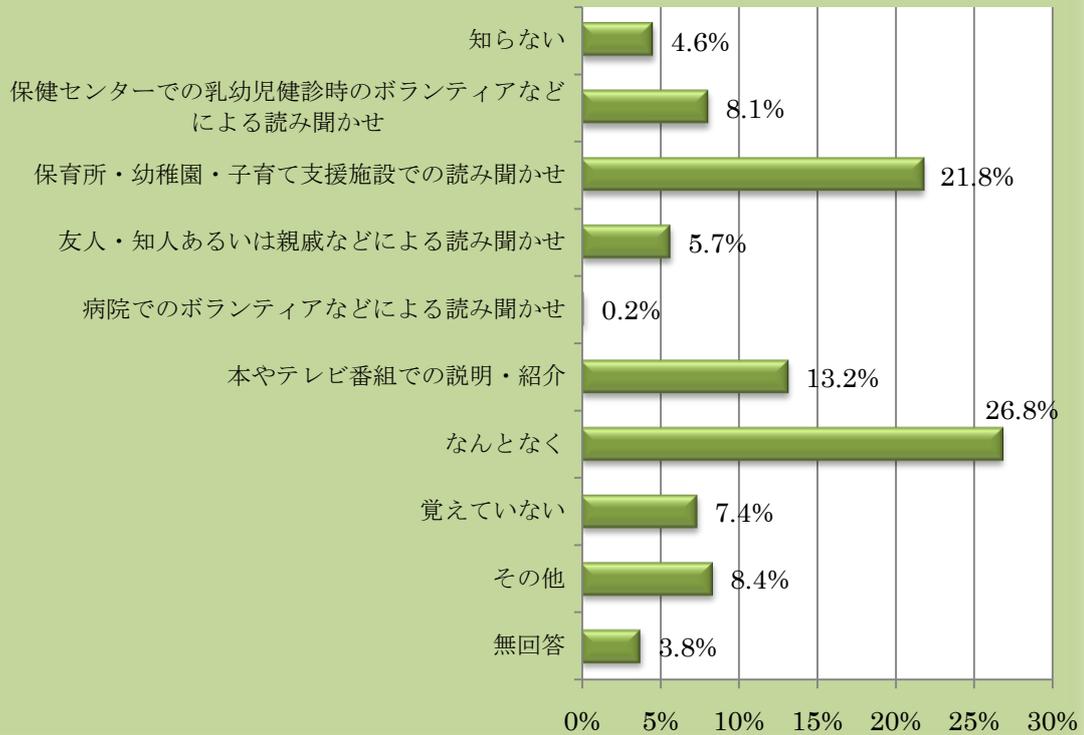
(8) 「あまりない」または「ない」との回答者の「読み聞かせ」を行わない理由について



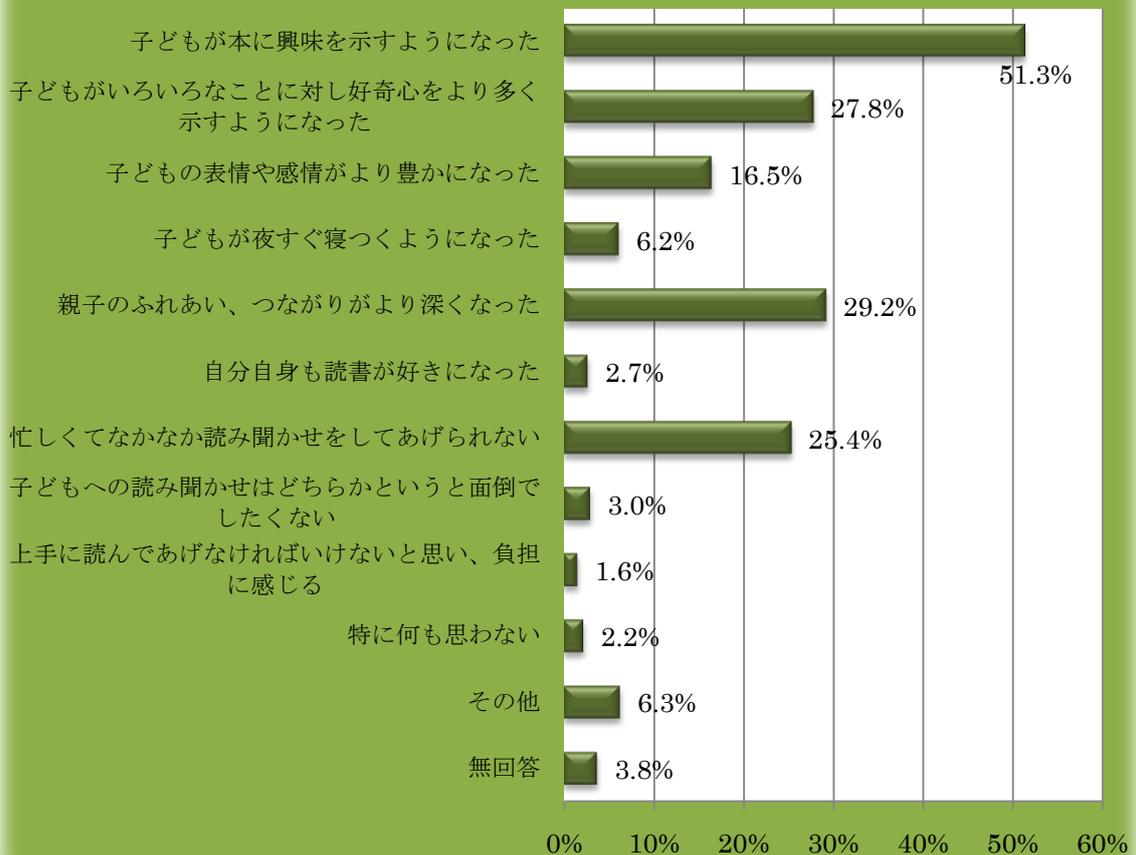
(9) 自分の子どもへ初めて「読み聞かせ」を行ったときの子どもの年齢について



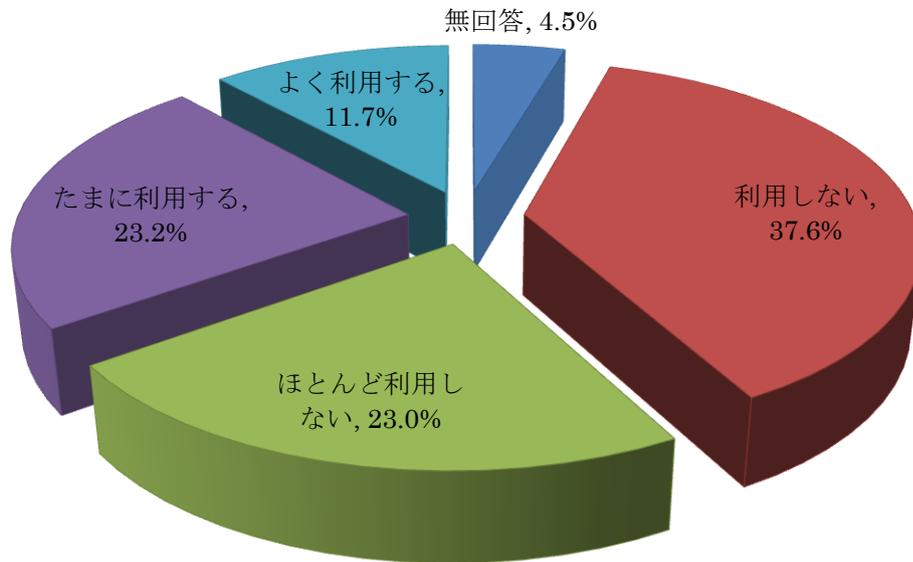
(10) 子どもへの「読み聞かせ」を知ったきっかけは



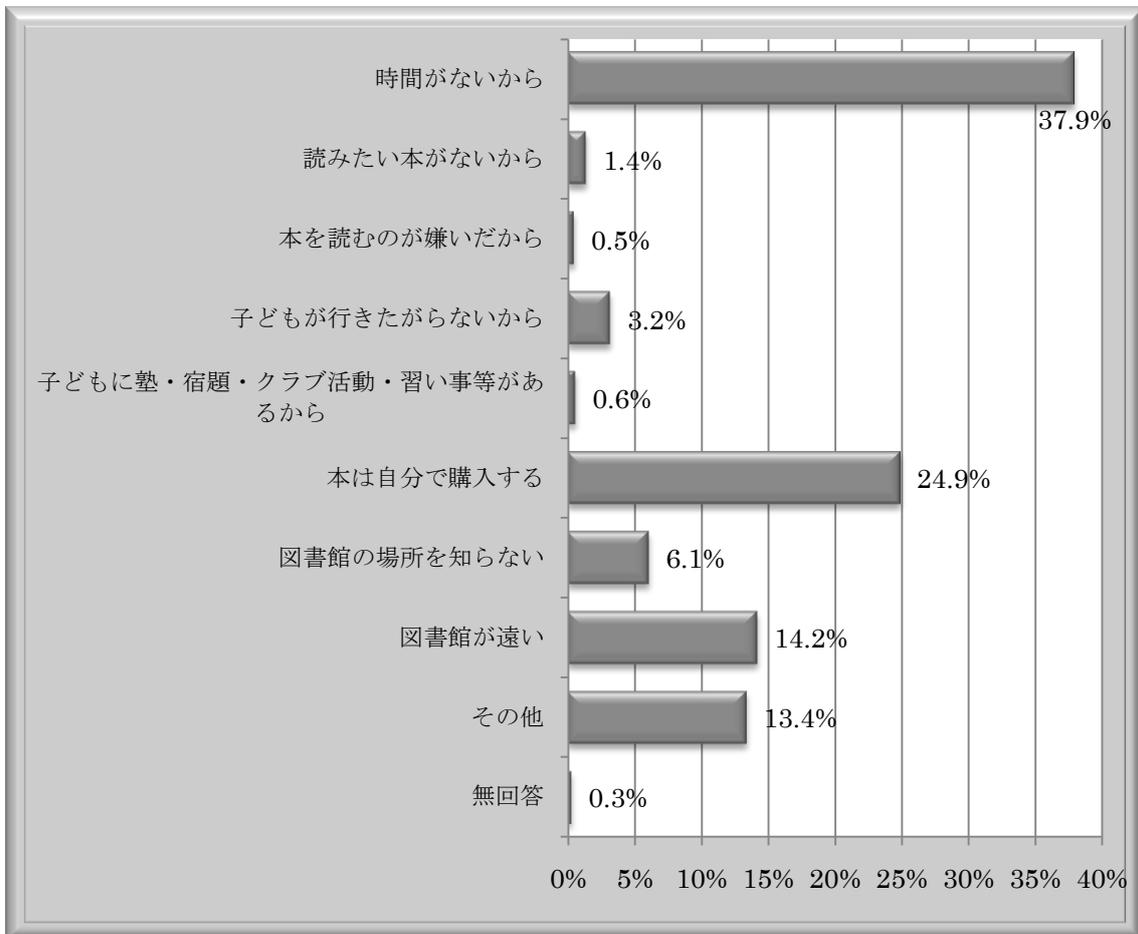
(11) 子どもへの「読み聞かせ」をして、どのように感じたか(2つまで)



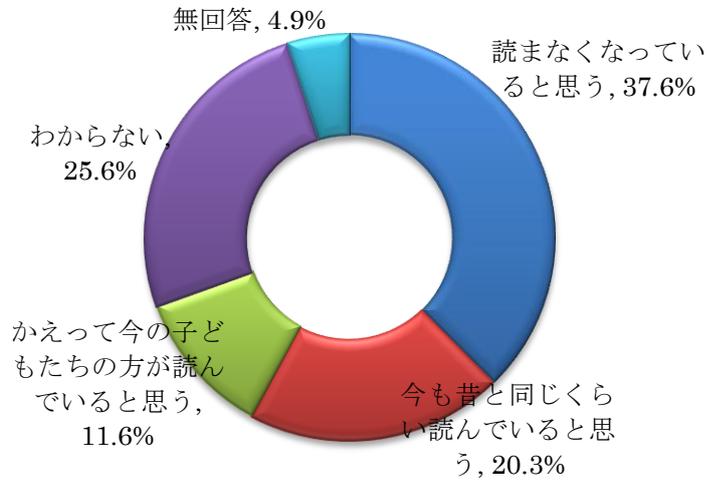
(12) 子どもと一緒に公共図書館をどのくらい利用しているか



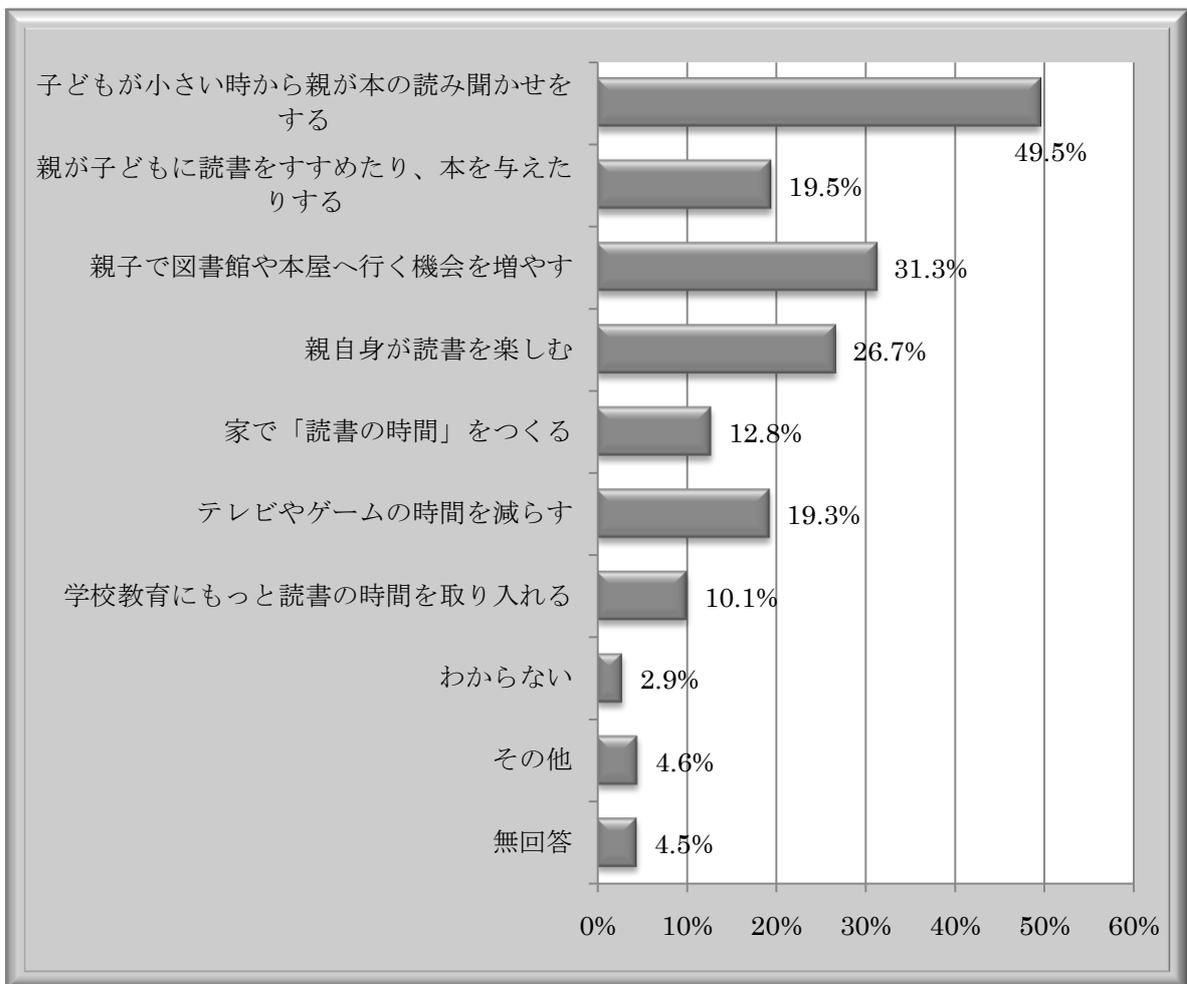
(13) 公共図書館を「ほとんど利用しない」または「利用しない」との回答者の、利用しない理由について



(14) 昔に比べ、今の子どもは本を読まなくなっていると思うか

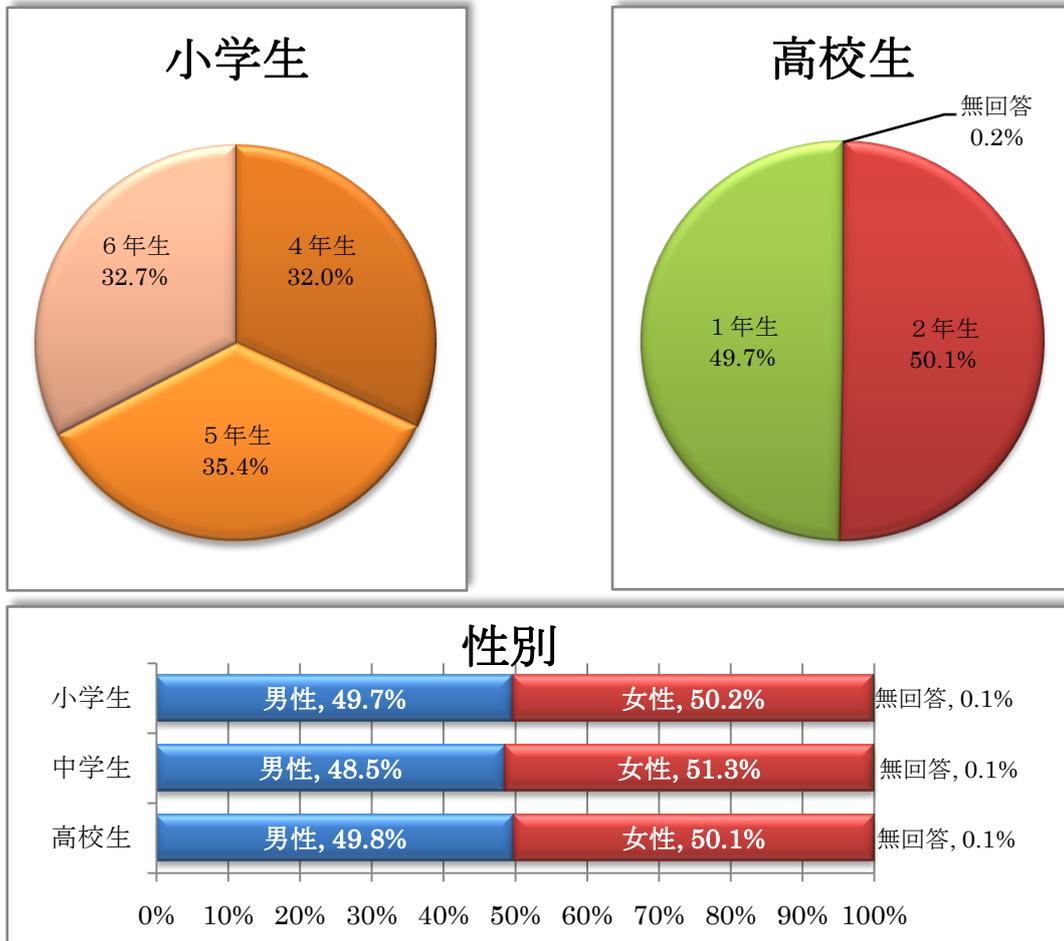


(15) どうすれば子どもたちがもっと本を読むようになると思うか (2つまで)

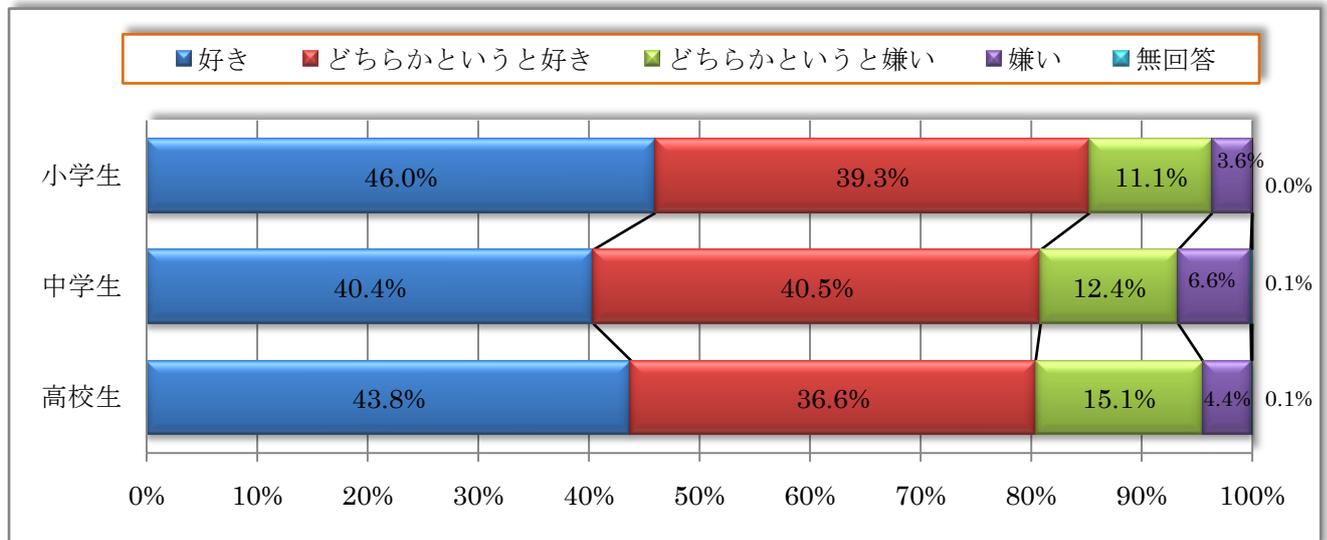


2 市立小・中・高等学校の児童・生徒

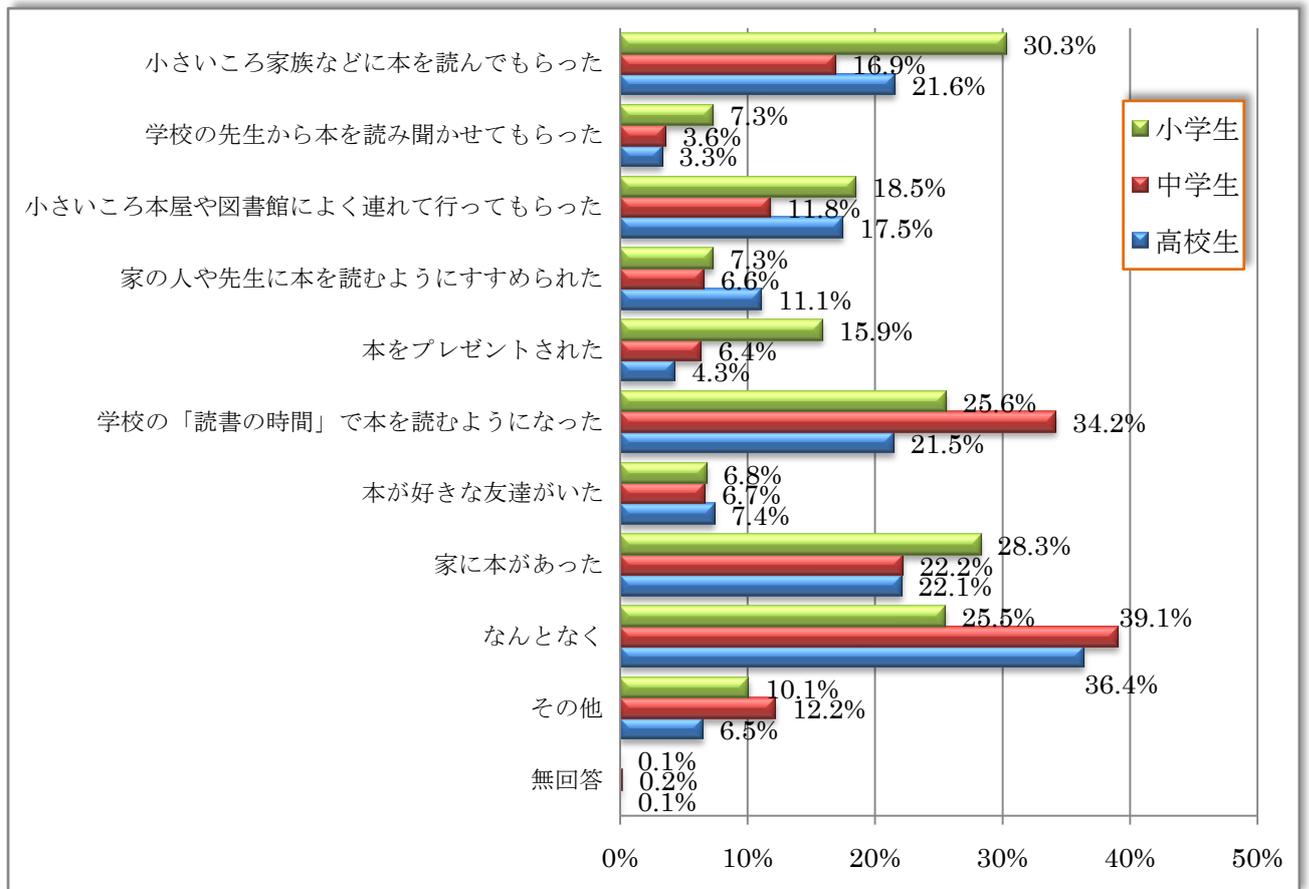
回答者のプロフィール ※中学生は全員2年生



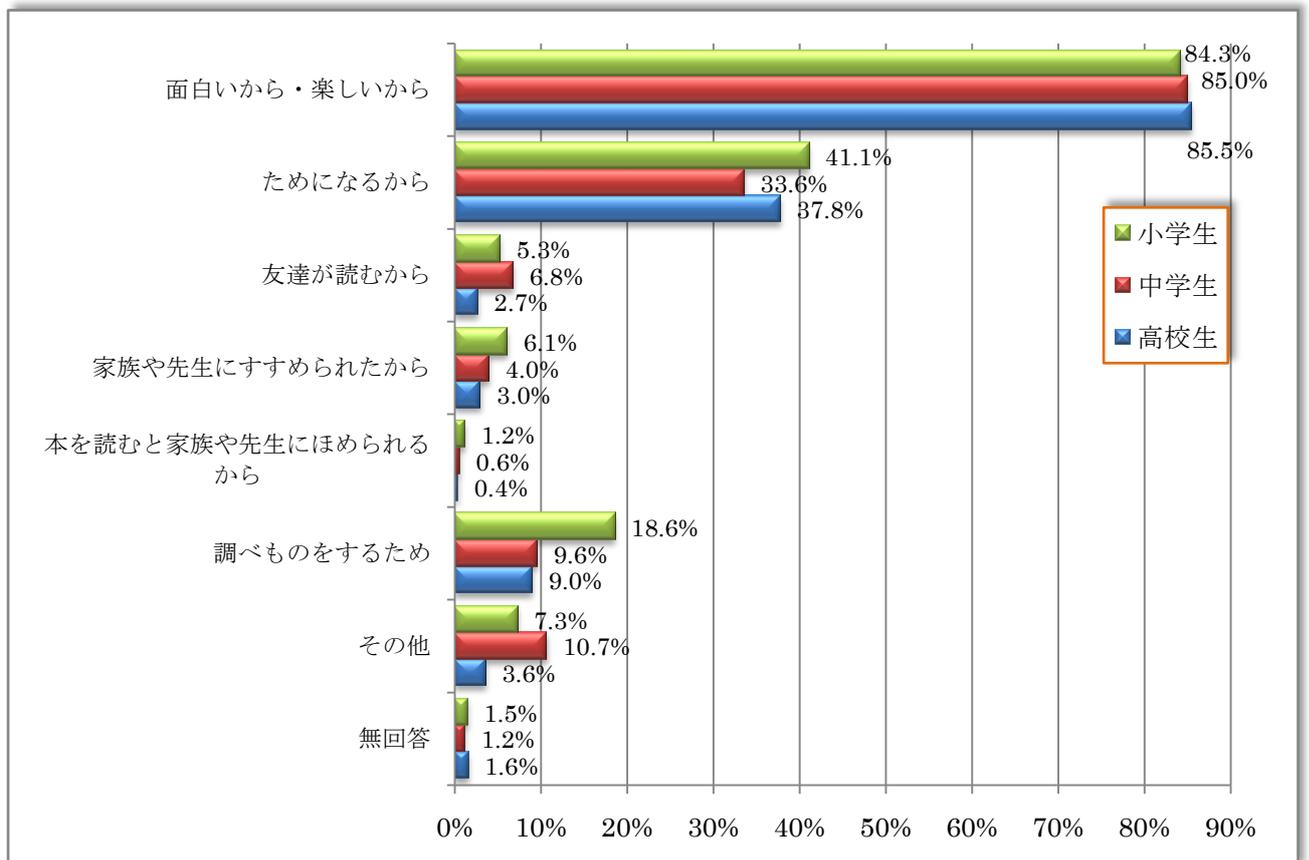
(1) 読書の好き嫌い



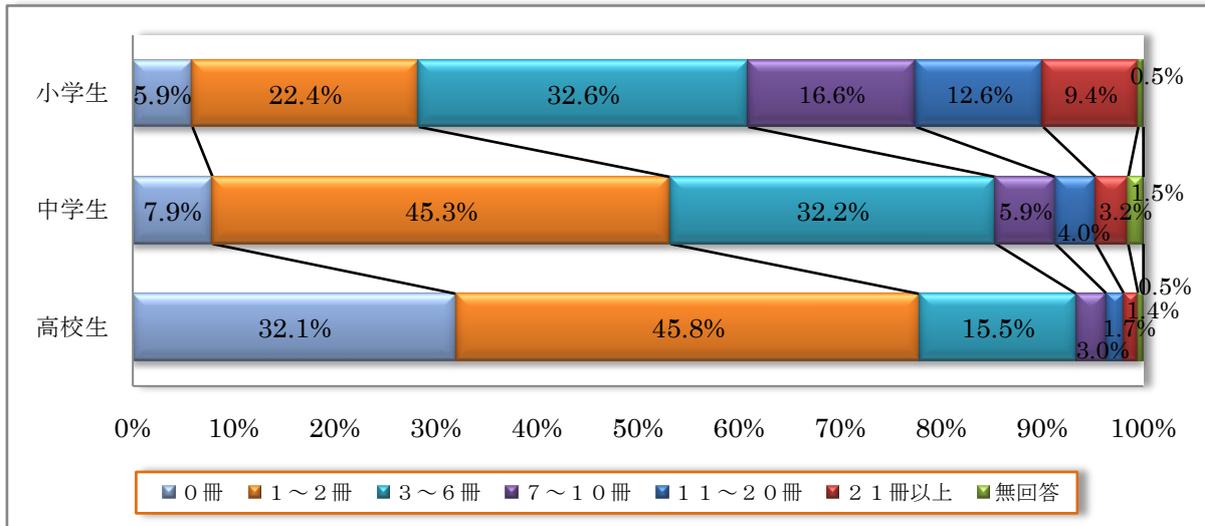
(2) 「好き」または「どちらかという好き」との回答者の、読書が好きになったきっかけ（2つまで）



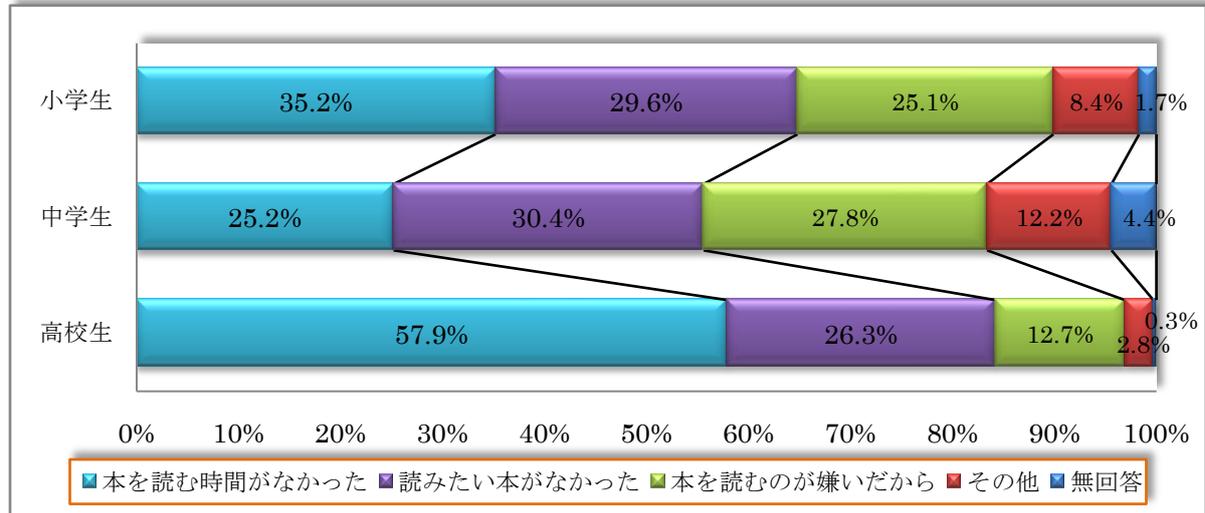
(3) 本を読む理由について（2つまで）



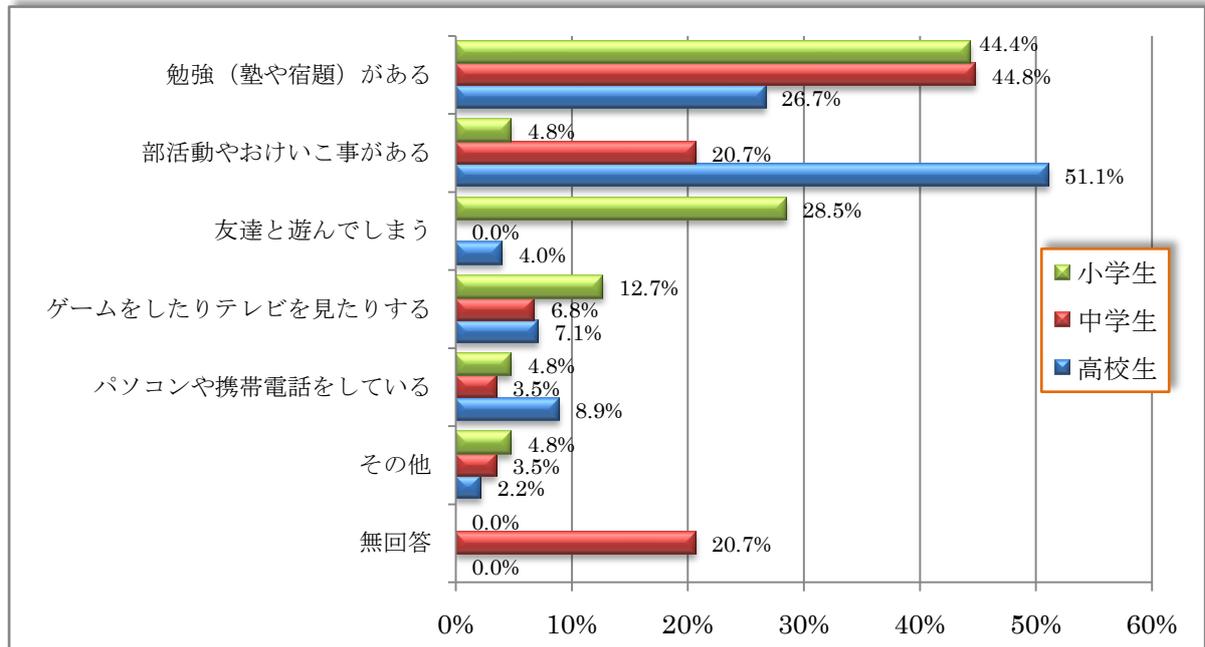
(4) 最近1か月の読書量（調べ学習以外）



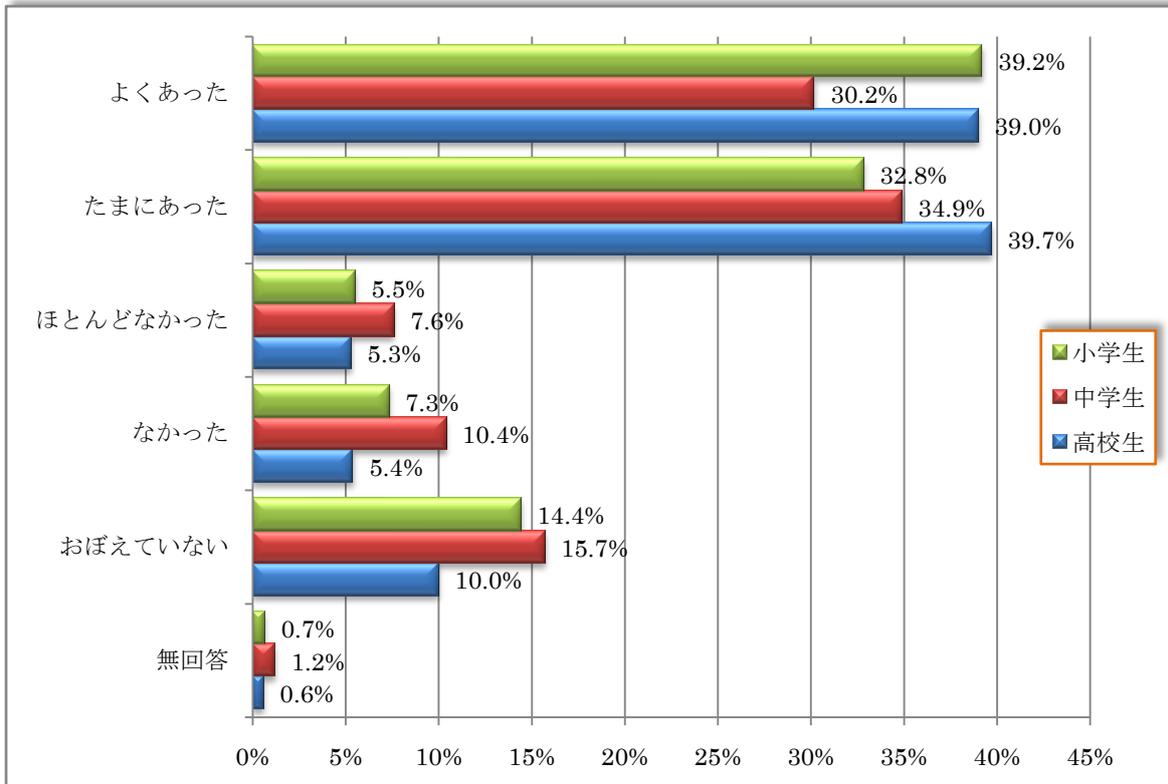
(5) 「0冊」との回答者の本を読まない理由



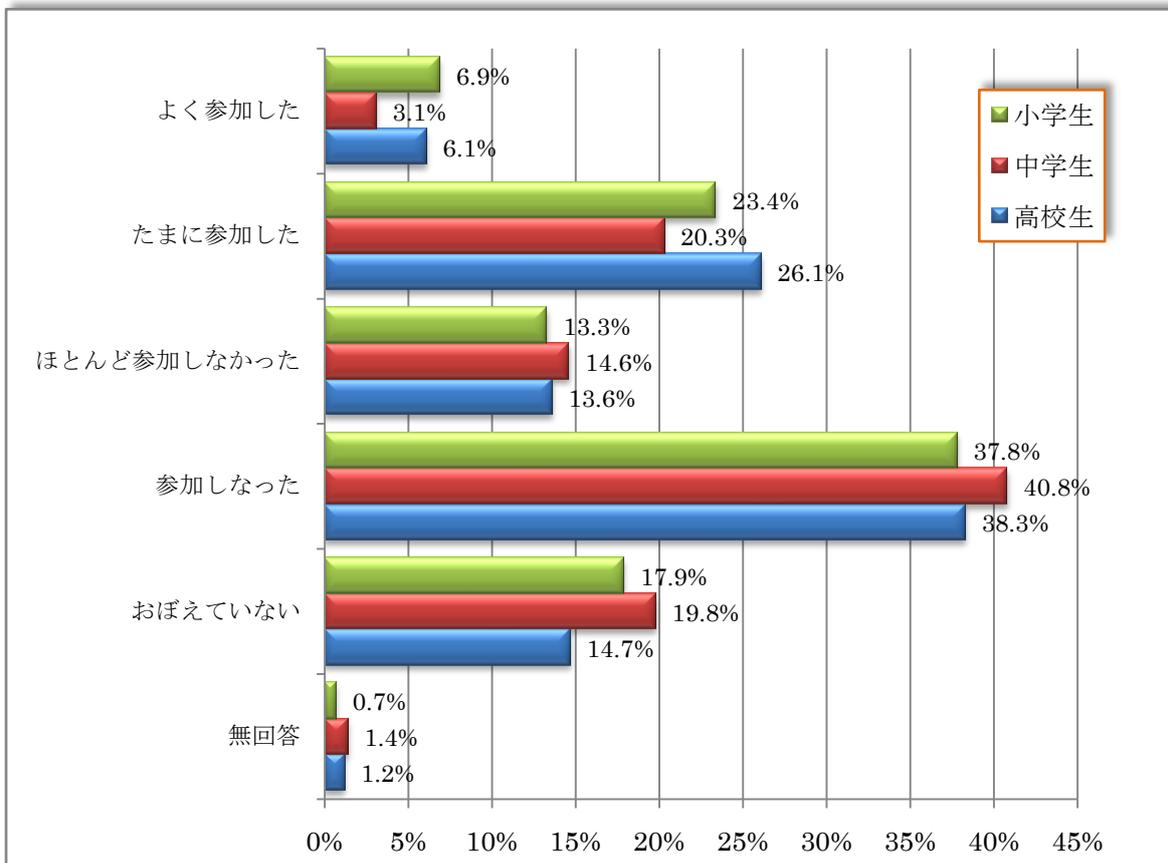
(6) 「本を読む時間がなかった」との回答者の本を読む時間がない理由



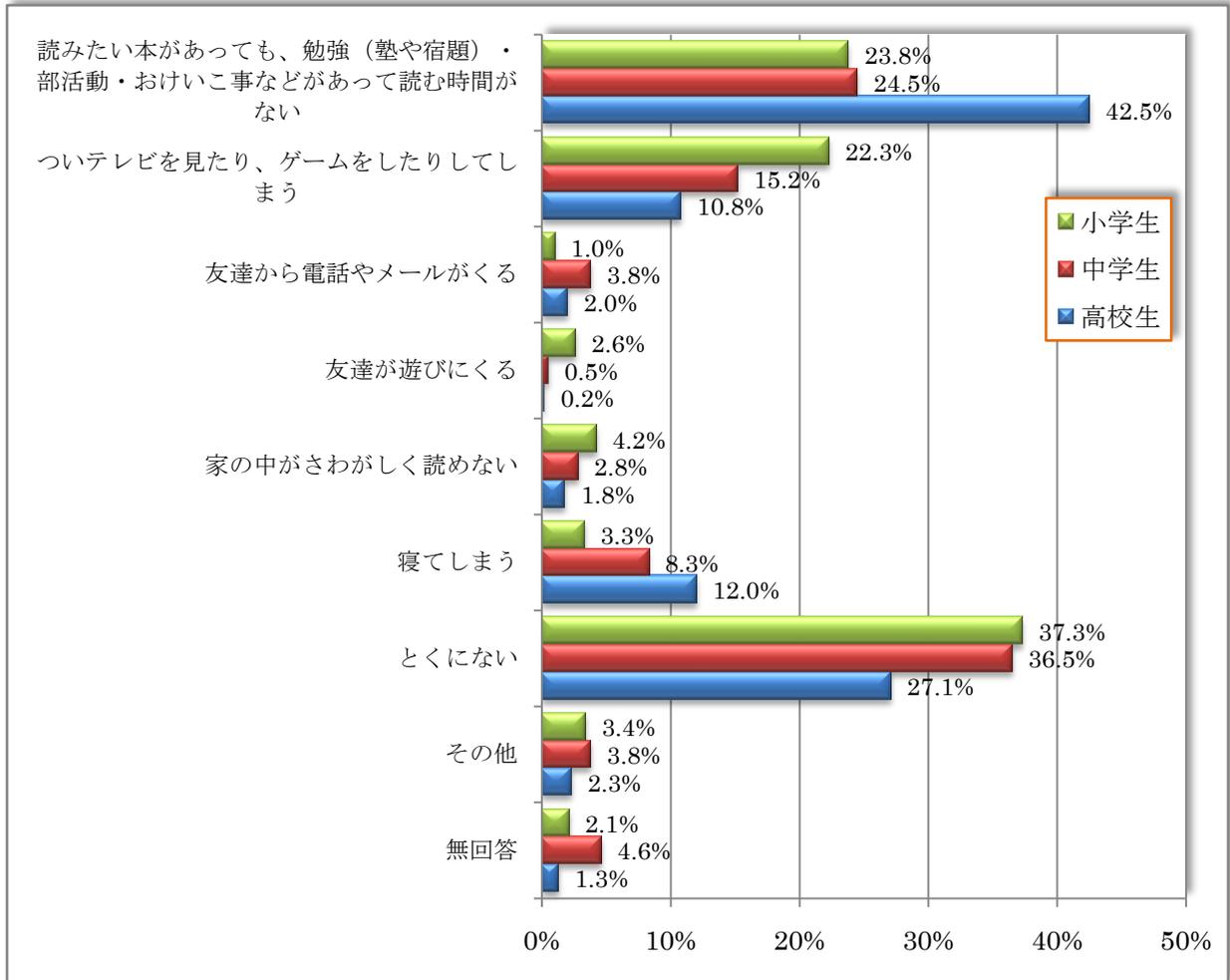
(7) 小さい頃、家族などに本を読んでもらった経験について



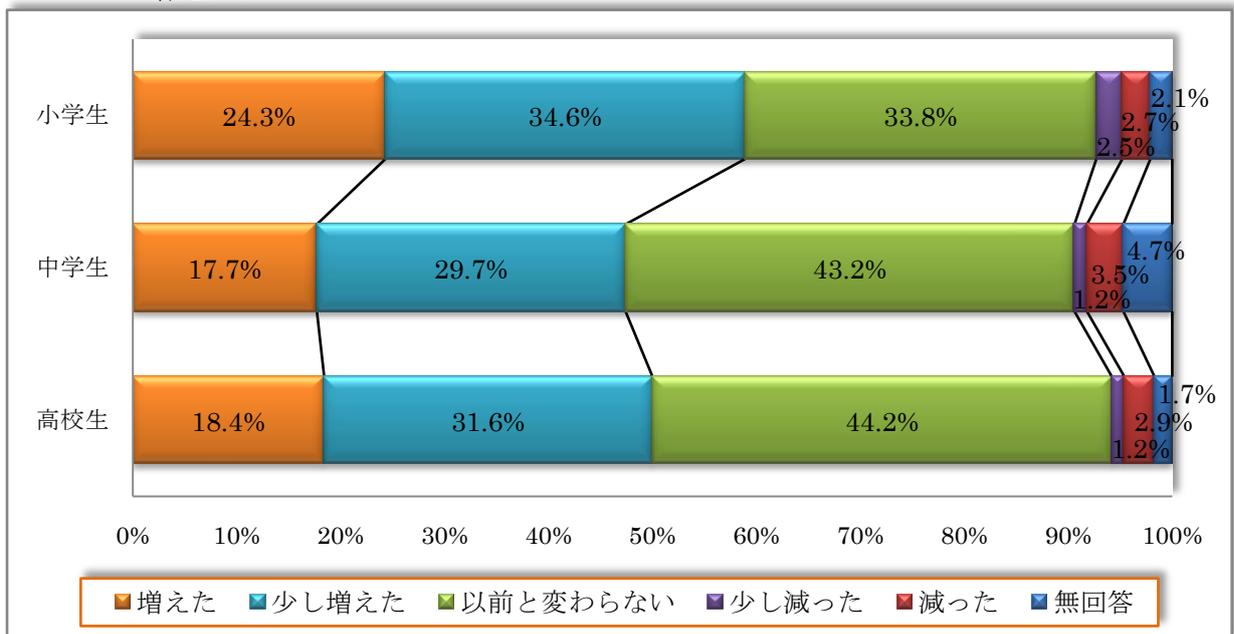
(8) 図書館などでの「おはなし会」への参加経験について



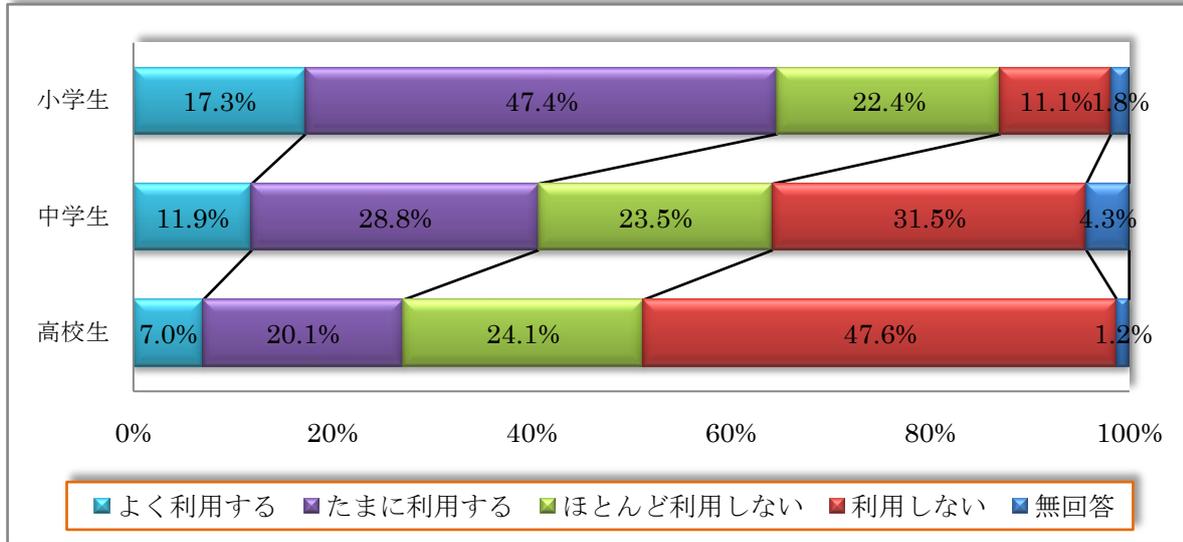
(9) 家で読書したい時に困ること



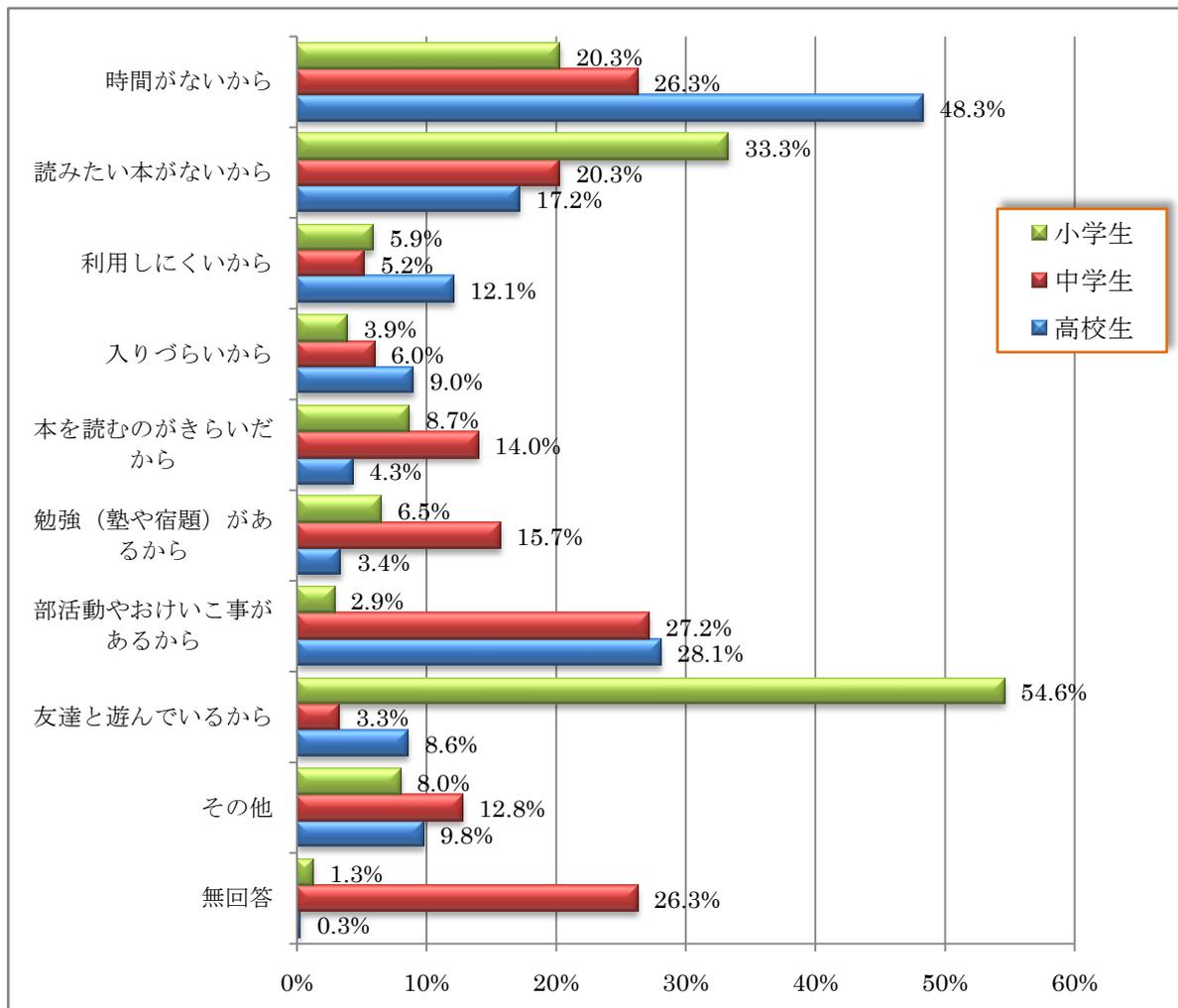
(10) 学校での「読書の時間」などがきっかけとなって、家などでも本を読むことが増えたか



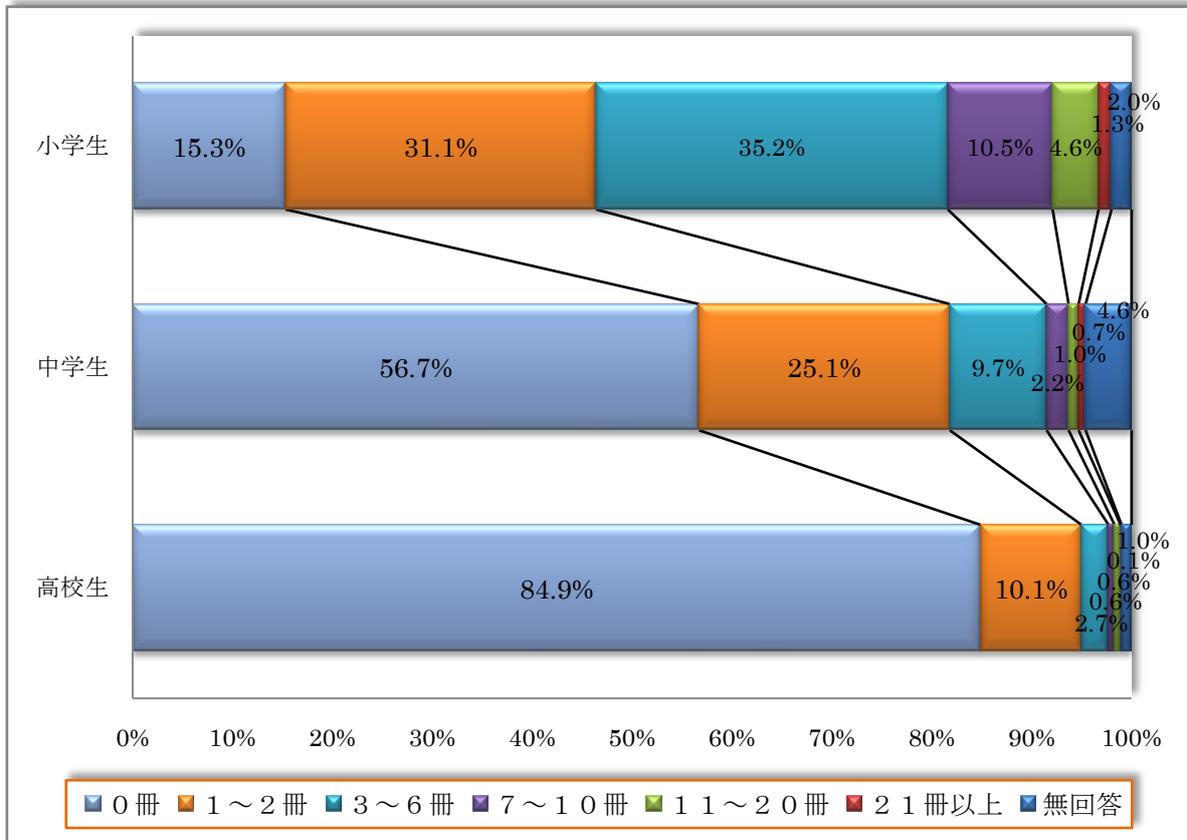
(11) 学校図書館の授業以外での利用



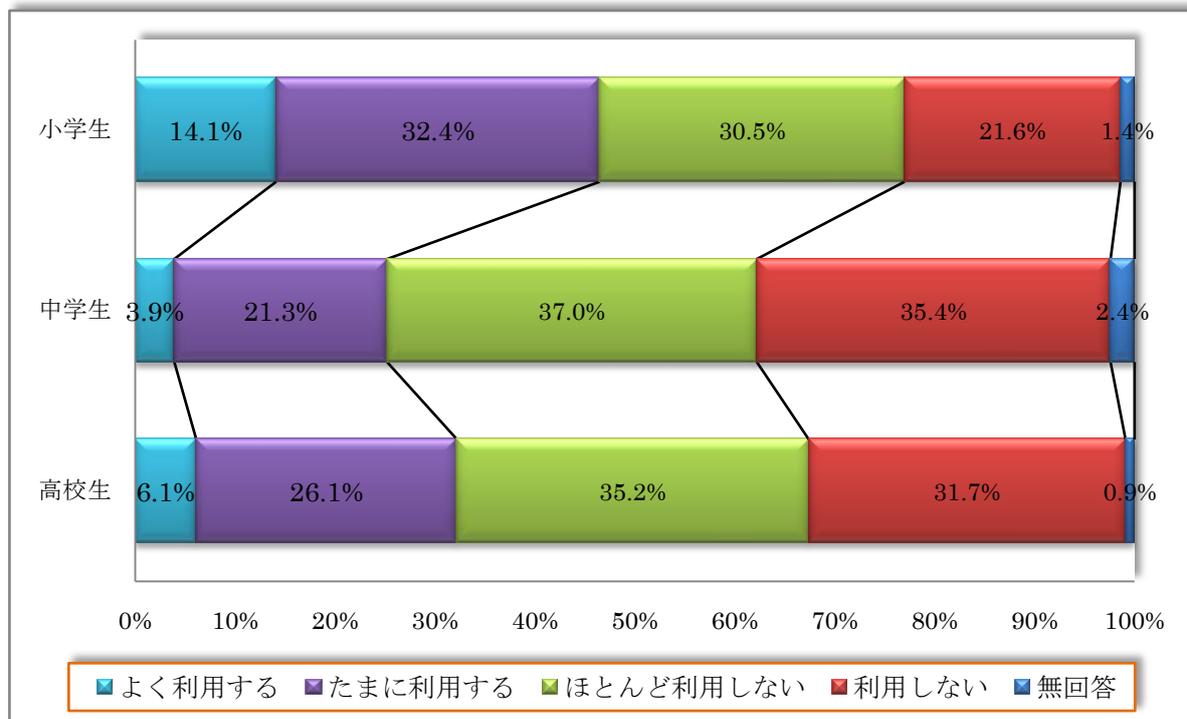
(12) 「ほとんど利用しない」または「利用しない」との回答者の、学校図書館を利用しない理由について(2つまで)



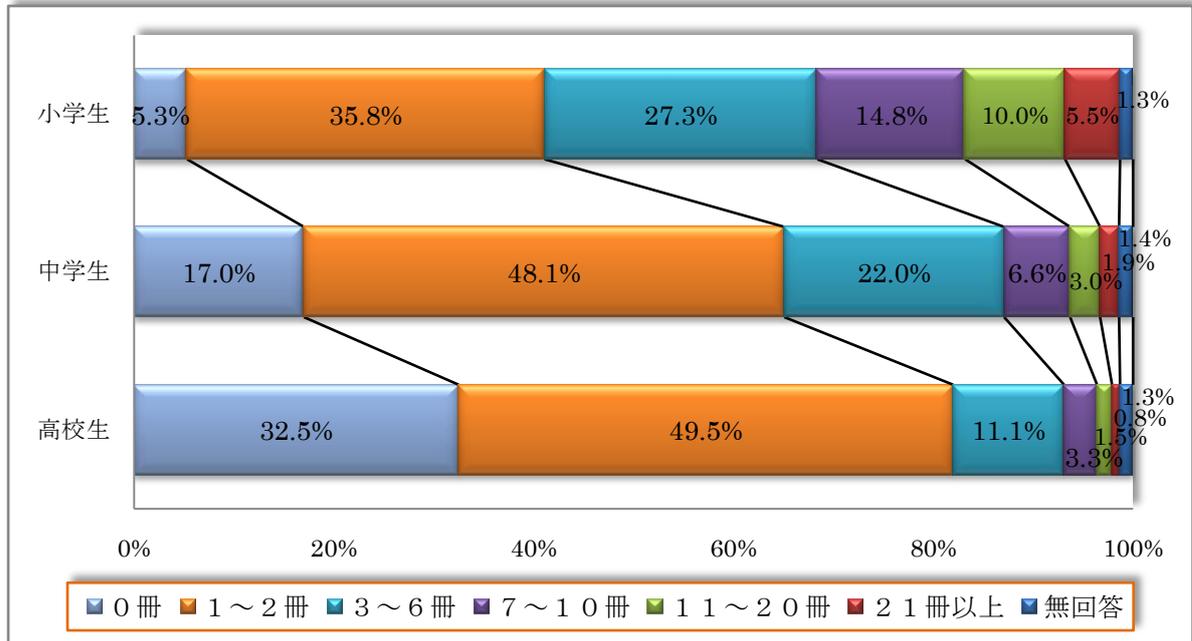
(13) 学校図書館から借りる1か月の本の数



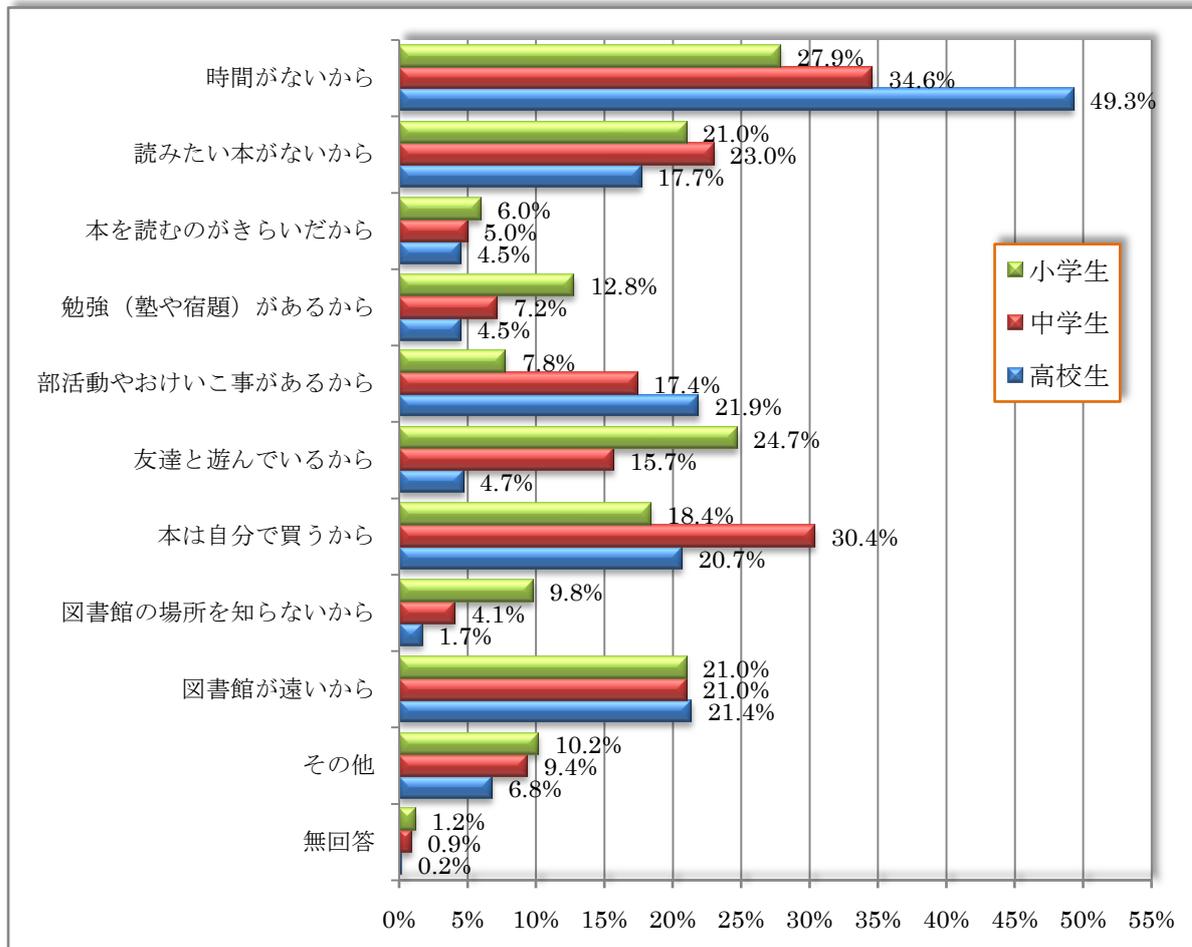
(14) 公共図書館の利用について



(15) 公共図書館を「よく利用する」、「たまに利用する」との回答者の1か月に借りる本の数



(16) 公共図書館を「ほとんど利用しない」、「利用しない」人の利用しない理由(2つまで)



子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

文字・活字文化振興法

(平成十七年七月二十九日法律第九十一号)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

- 2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。
- 3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

千葉市子ども読書活動推進会議設置要綱

(設置)

第1条 千葉市子ども読書活動推進計画を実効性のあるものとするため、進捗状況を確認し、必要な修正を加えながら総合的・継続的に展開する組織として、千葉市子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という）を設置する。

(組織)

第2条 推進会議は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第3条 推進会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、生涯学習部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、学校教育部長及び中央図書館長をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(担当者会議)

第5条 推進会議の事務を調整するため担当者会議を設置する。

- 2 担当者会議は、中央図書館管理課長、指導課長及び別表2に掲げる課等に所属するもののうち当該課等の長が指定する者をもって組織する。
- 3 担当者会議に座長及び副座長を置く。
- 4 座長は、中央図書館管理課長、副座長は、指導課長をもって充てる。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局を中央図書館管理課に置く。

(委任)

第7条 この要綱で定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要なことは、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年5月28日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年5月26日から施行する。

別表第1（第2条関係）

教育委員会事務局	生涯学習部長、学校教育部長、中央図書館長、総務課長、企画課長、 教職員課長、指導課長、教育センター副所長、生涯学習振興課長、 中央図書館管理課長、中央図書館情報資料課長
市民局	市民総務課長、男女共同参画課長
保健福祉局	健康企画課長、保健所保健指導課長
子ども未来局	子ども企画課長、健全育成課長、保育支援課長、保育運営課長

別表第2（第5条関係）

教育委員会事務局	総務課、企画課、教職員課、指導課、教育センター、生涯学習振興課、 中央図書館管理課、中央図書館情報資料課
市民局	市民総務課、男女共同参画課
保健福祉局	健康企画課、保健所保健指導課
子ども未来局	子ども企画課、健全育成課、保育支援課、保育運営課

子どもの読書活動を取り巻く環境の変化について

※国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第二次）より

1 教育基本法・学校教育法の改正

平成18年12月、我が国の教育をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、改めて教育の基本を確立するとともに、教育の理念を明確にするため、教育基本法が改正された。新しい教育基本法においては、教育の目標の一つに、「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培う」ことが掲げられている（第2条第1号）。さらに、義務教育として行われる普通教育の目的は、「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うこと」にあるとしている（第5条第2項）。教育の実施に関しては、新たに、家庭教育（第10条）、幼児期の教育（第11条）、学校・家庭・地域の連携協力（第13条）についての規定が盛り込まれた。

また、平成19年6月には、新しい教育基本法の理念を受けて、学校教育法が改正された。同法においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が掲げられている（第21条第5号）。

2 文字・活字文化振興法の成立

文字・活字文化は、「人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないもの」である（文字・活字文化振興法第1条）。このため、平成17年7月、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることを目的として、文字・活字文化振興法が成立した。同法第3条第3項及び第8条は、学校教育において、読む力、書く力及び言語力の涵養に十分配慮するよう規定している。また同法第11条は、国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、10月27日を「文字・活字文化の日」と定めている。

3 図書館法の改正

新しい教育基本法や「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」（平成20年2月中央教育審議会答申）における提言等を踏まえ、図書館に、その運営状況に関する評価及び改善や情報提供に関する努力義務を課すとともに、司書及び司書補の資格要件の見直し等が行われた。

4 情報化社会の進展

テレビ、ビデオ・DVD、インターネットなどの様々な情報メディア・情報媒体の発達・普及により、多様かつ大量の刺激的な情報が、簡単・瞬時に入手できるようになった。このような情報化によって利便性が向上した反面、近年、子どもたちのテレビ、インターネットサイトの見過ぎ、ゲームのし過ぎなどに伴う文字・活字離れが懸念されているところである。

5 地方分権の進展

平成11年のいわゆる地方分権一括法の成立を機に本格的に始まった地方分権の流れは、平成14年6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」に始まる三位一体の改革、また市町村合併の推進などにより、大きく進展してきたところである。さらに、平成18年末に成立した「地方分権改革推進法」は、国と地方の役割分担を明確にすること、その上で、地方公共団体が自主性・自立性を高め、自らの判断と責任において行政運営をすることを目指している。

法律第4条においては、地方公共団体は、「子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされており、各地方公共団体においては、自らの判断と責任の下、このような責務を十分認識し、必要な体制の整備等に努めることが求められる。



第2次 千葉市子ども読書推進計画

～おはなし・読書 ちばプラン～

発行/平成23(2011)年3月

千葉市教育委員会生涯学習部中央図書館

〒260-0045千葉市中央区弁天3丁目7番7号

TEL043-287-3980